

---

---

## 第2次四万十町男女共同参画計画

---

---

— 案 —

2019（平成31）年1月

高知県 四万十町



# ～ 目 次 ～

<b>第1章 計画策定に当たって</b>	<b>1</b>
【1】計画策定の趣旨	1
【2】男女共同参画社会について	2
1 男女共同参画社会の定義	2
2 人権尊重施策との関係	3
【3】計画策定の背景	4
1 国際的な動き	4
2 国の動き	5
3 高知県の動き	7
<b>第2章 計画の概要</b>	<b>8</b>
【1】計画の位置付け	8
【2】計画の期間	9
【3】計画の策定体制	9
1 計画策定体制	9
2 アンケート調査の実施	9
<b>第3章 本町の現状と課題</b>	<b>10</b>
【1】本町の人口等の現状	10
【2】アンケート・ヒアリング調査結果の概要	16
【3】本町の課題	31
<b>第4章 計画の基本的な考え方</b>	<b>33</b>
【1】基本理念と基本目標	33
【2】施策の体系	35
<b>第5章 行動計画</b>	<b>36</b>
<b>基本目標Ⅰ 男女共同参画のまちづくり</b>	<b>36</b>
【基本施策1】人権尊重と男女共同参画の意識づくり	36
【基本施策2】男女共同参画を推進する教育・学習の推進	38
<b>基本目標Ⅱ 女性活躍推進のまちづくり（女性活躍推進計画）</b>	<b>39</b>
【基本施策3】女性が活躍できる基盤づくり	39
【基本施策4】働く場における男女共同参画の推進	40
【基本施策5】仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	42
【基本施策6】地域・防災分野における男女共同参画の推進	43
<b>基本目標Ⅲ 安心して暮らせるまちづくり</b>	<b>44</b>
【基本施策7】あらゆる暴力の根絶（DV防止市町村基本計画）	44
【基本施策8】生涯を通じた健康づくりへの支援	45
【基本施策9】誰もが安心できる福祉のまちづくり	46

<b>第6章 計画の推進に当たって</b>	<b>47</b>
【1】 職員の理解促進と庁内推進体制の強化	47
【2】 町民の理解促進と連携・協働による推進	47
【3】 計画の進行管理	47
【4】 数値目標の設定	48
<b>資料編</b>	<b>49</b>

# 第1章 計画策定に当たって

## 【1】計画策定の趣旨

我が国では、近年、未婚化や晩婚化の進行、晩産化などをはじめ、様々な要因が複合的に絡み合っ​​て総人口の減少、少子高齢化が急速に進行しています。

また、仕事と家庭や子育て、家族の介護などを両立できる環境が、十分に整っていないことも要因の一つとされています。

一方、個人の生き方やライフスタイルが多様化する今日の社会において、地域社会に暮らす人々の意識や慣習・しきたりの中には、依然として「男は仕事、女は家庭」という言葉に代表される、「固定的な性別役割分担意識」が根強く残る現実があります。

社会・経済の維持・発展のためには、性別に関わりなく、個人がその個性を尊重されるとともに、意欲に応じてその能力を十分に発揮できる社会や環境づくりが求められます。

本町では、「男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）」を踏まえ、2007（平成19）年3月に「四万十町男女共同参画計画基本計画（以下「第1次計画」と言う。）」を策定しました。本町では、この第1次計画に基づき「男女共同参画社会」の形成を目指し、様々な取組を進めてきたところです。

第1次計画は、2007（平成19）年度を初年度とする10年間を対象期間とした「基本計画」と、2007（平成19）年度から5年間を対象期間として、2012（平成24）年3月に見直しを行った「実施計画」に区分されます。「基本計画」は当時の課題から見えてきた施策の方向性を示したもので、「実施計画」は具体的な行動計画を示したものです。

この度、計画期間の満了に伴い、新たな計画「第2次四万十町男女共同参画計画（以下「本計画」と言う。）」を策定します。

本計画は、国の男女共同参画基本計画及び高知県の男女共同参画計画（こうち男女共同参画プラン）との整合性に配慮した上で、第1次計画における取組の点検・評価をはじめ、町民や事業所を対象としたアンケート結果や、近年の社会情勢等を踏まえ、本町における男女共同参画社会の実現に向けた具体的取組を示すものです。

本計画における、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策については、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」と言う。）」に基づく市町村推進計画として位置付けます。また、生命と人権に関わる項目や、女性に対するあらゆる暴力の根絶などに関する項目については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「DV防止法」と言う。）」に基づく市町村基本計画として位置付けます。

なお、本計画は、第1次計画における「基本計画」と「実施計画」を、一体的に策定します。

## 【2】男女共同参画社会について

### 1 男女共同参画社会の定義

男女共同参画とは、画一的に男女の違いを排除するものではなく、また、女性の社会参画を促進することだけを目的とするものでもありません。男性も女性も、それぞれの能力や個性を十分に発揮することができる社会、一人ひとりが納得のいく生き方を自身で選択できる社会の形成を目指すものです。

男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義され、その考え方に基づき次の5つの基本理念を掲げるとともに、国や地方公共団体及び国民の役割を示しています。

#### 【男女共同参画社会基本法の5つの基本理念（要旨）】

<b>男女の人権の尊重</b>	●男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別を無くし、男性も女性も一人の人間としての能力を発揮できる機会を確保する。
<b>社会における制度又は慣行についての配慮</b>	●固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女ともに様々な活動ができるよう、社会の制度や慣行のあり方を考える。
<b>政策等の立案及び決定への共同参画</b>	●男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野において方針の決定に参画できる機会を確保する。
<b>家庭生活における活動と他の活動の両立</b>	●男女が対等な家族の構成員として、互いに協力し、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動等ができるようにする。
<b>国際的協調</b>	●男女共同参画づくりのために、国際社会と共に歩むことも大切。他の国々や国際機関と相互に協力して取り組む。

#### 【国・地方公共団体及び国民の役割】

<b>国の責務</b> <ul style="list-style-type: none"><li>●基本理念に基づき、男女共同参画基本計画を策定。</li><li>●積極的改善措置を含む、男女共同参画社会づくりのための施策を総合的に策定・実施。</li></ul>	<b>地方公共団体の責務</b> <ul style="list-style-type: none"><li>●基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりのための施策に取り組む。</li><li>●地域の特性を生かした施策の展開。</li></ul>	<b>国民の責務</b> <ul style="list-style-type: none"><li>●職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念に基づいて、男女共同参画社会の形成に寄与するように努める。</li></ul>
---	--	--

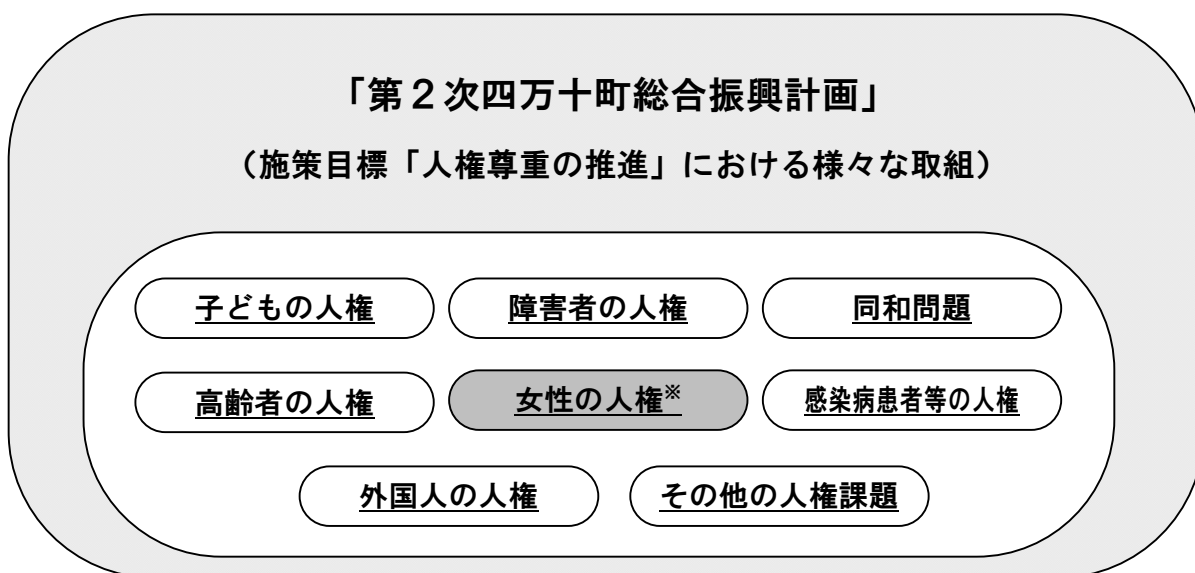
## 2 人権尊重施策との関係

日本国憲法では、全ての国民が法の下に平等であることを保障しているとともに、男女共同参画社会基本法においては、「男女の人権の尊重」及び「社会における制度または慣行についての配慮」が筆頭に掲げられています。

「第2次四万十町総合振興計画」においては、「人権尊重の推進」という施策目標の中に「男女共同参画社会の実現」を定めています。

人々の意識や行動、社会の慣行の中には、女性の人権や子どもの人権、高齢者の人権など、様々な人権課題が存在しています。人権の尊重は、男女共同参画社会を形成する上で、基盤となる考え方であり、そのため、人権に関する正しい理解と認識を深め、学校、家庭、地域社会、職場など、あらゆる場を通じた人権推進の取組が求められています。

本計画は、本町における「人権尊重の推進」施策との連携・調整を図りながら策定するものです。



※本計画との連携・調整が必要な取組

### 【3】 計画策定の背景

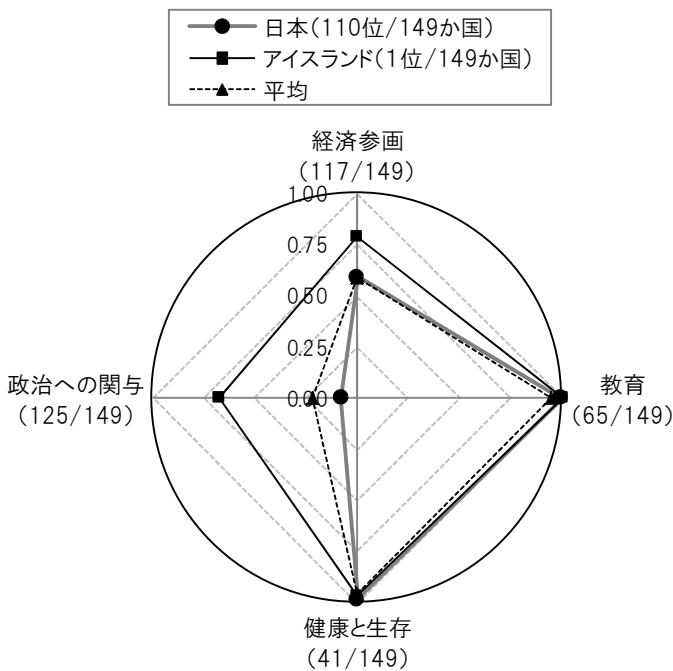
#### 1 国際的な動き

男女共同参画に関する国際的な取組は、1975（昭和 50）年を「国際婦人年」とすることが宣言されるなど、国際連合を中心として推進されてきました。

2015（平成 27）年の第 59 回国連婦人の地位委員会においては、これまでの取組の評価、広報・啓発の活動などが推進され、現在も継続して積極的に進められています。

しかし、2018（平成 30）年 12 月に発表された「ジェンダー・ギャップ指数<sup>※</sup>」によると、日本は 149 か国中 110 位という順位で、OECD 諸国の中でも非常に低い結果となっています。我が国がこのような低水準にある理由として、特に「政治」や「経済活動」の分野において男女の格差が大きいことが影響していると考えられます。

【ジェンダー・ギャップ指数の分野別比較】



【ジェンダー・ギャップ指数（2018）】

主な国の順位

順位	国名	値
1	アイスランド	0.858
2	ノルウェー	0.835
3	スウェーデン	0.822
↓		
7	ニュージーランド	0.801
8	フィリピン	0.799
9	アイルランド	0.796
↓		
15	英国	0.774
16	カナダ	0.771
↓		
51	米国	0.720
↓		
70	イタリア	0.706
↓		
75	ロシア	0.701
↓		
103	中国	0.673
↓		
110	日本	0.662
↓		
115	韓国	0.657

資料: The Global Gap Report 2018

※スイスのジュネーブに本部を置く「世界経済フォーラム」が、各国内の男女間の格差を数値化し、順位付けした指数。経済、教育、健康、政治の分野別の男女比を基に算出する。ジェンダーとは、社会的、文化的につくられた「男らしさ」「女らしさ」など、画一的で多数派の性差意識（社会的性別）のこと。

注：グラフ中の（ ）内数値は日本の順位を示し、125/149 の場合は 149 か国中 125 位であることを示す。



## 2 国の動き

### (1) 第4次男女共同参画基本計画の策定

国においては、男女共同参画社会基本法に基づき、2000（平成12）年に「第1次男女共同参画基本計画」を策定し、その後の改定を経て2015（平成27）年12月に「第4次男女共同参画基本計画」（以下「第4次計画」と言う）を策定しています。

「第4次計画」では、第3次計画の取組の達成状況や評価を踏まえ、「あらゆる分野における女性の活躍」をはじめ、「女性」の視点を横断的に組み込み、施策として「防災・復興」を独立させ、推進体制に「地域の推進基盤づくり」が追加されるなどの改定が行われました。また、次の4つの目指すべき社会像を掲げています。

#### 【第4次男女共同参画基本計画における目指すべき社会】

- 1 男女の自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会
- 2 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- 3 男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会
- 4 男女共同参画を我が国における最重要課題として位置付け、国際的な評価を得られる社会

さらに、2015（平成27）年9月に施行された「女性活躍推進法」に基づき、女性の採用・登用の促進、女性が活躍しやすい環境の整備及び女性の役員・管理職の育成等に向けた取組を進めていくことなどが盛り込まれています。

### (2) 女性活躍の推進

「女性活躍推進法」では3つの基本原則を掲げ、国は女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を策定し、都道府県や市町村はその基本方針等を勘案して、計画を策定することとされています。また、国や地方公共団体、労働者が301人以上の民間事業主に対して、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を定めた行動計画の策定・届出を義務付けています。

#### 【女性活躍推進の3つの基本原則】

- 1 女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること
- 2 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること
- 3 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと

### **(3) 子育て支援の推進**

2015（平成 27）年度からの「子ども・子育て支援法」に基づく、「子ども・子育て支援新制度」の開始により、幼児期の保育・学校教育が質及び量共に確保され、地域の子ども・子育て支援の充実が推進されています。次世代育成支援対策推進法は期間延長され、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の更なる推進が求められています。

2018（平成 30）年度から 2019（平成 31）年度にかけては、計画の見直し期間となっており、国においては、法律上経過措置の期限が到来する事項や、新制度の運営等に関連して、検討が必要な事項などの見直し方法が示されました。

### **(4) 配偶者暴力防止、ストーカー規制法の改正**

DV防止法の一部改正により、配偶者からの暴力だけでなく、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて法の適用対象とされました。また、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）は 2013（平成 25）年 7 月に改正され、ストーカー行為（つきまとい等を繰り返すこと）の禁止命令を出す権限が、被害者の居住地だけでなく、加害者が住む地域を管轄する公安委員会にも与えられるようになったほか、迷惑メールの繰り返しもストーカー行為に加えられました。

### **(5) 防災計画等における男女共同参画の視点**

国においては、2013（平成 25）年 3 月に、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を示し、その中で、災害が起こる前に災害に対する脆弱性や災害リスクの軽減を目的とした対策を講じるなど、いわゆる「災害リスク軽減」という概念とともに、災害に強い社会の構築には、男女共同参画社会の実現が不可欠であることが強調されています。

また、国の「防災基本計画」においては、東日本大震災の発生後、避難所における女性や子育て家庭へ配慮することなど、男女共同参画の視点による計画の改善が行われました。さらに、第 4 次計画においても、「男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立」を政策領域に加え、「各種制度・計画等への男女共同参画の視点の反映」「防災・復興の現場の男女共同参画」などの取組が強化されています。

### 3 高知県の動き

高知県では、2016（平成28）年3月に「高知県男女共同参画計画（こうち男女共同参画プラン）」を策定（改定）するとともに、女性活躍推進法に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を定めています。

#### 【こうち男女共同参画プラン「取組の体系」】

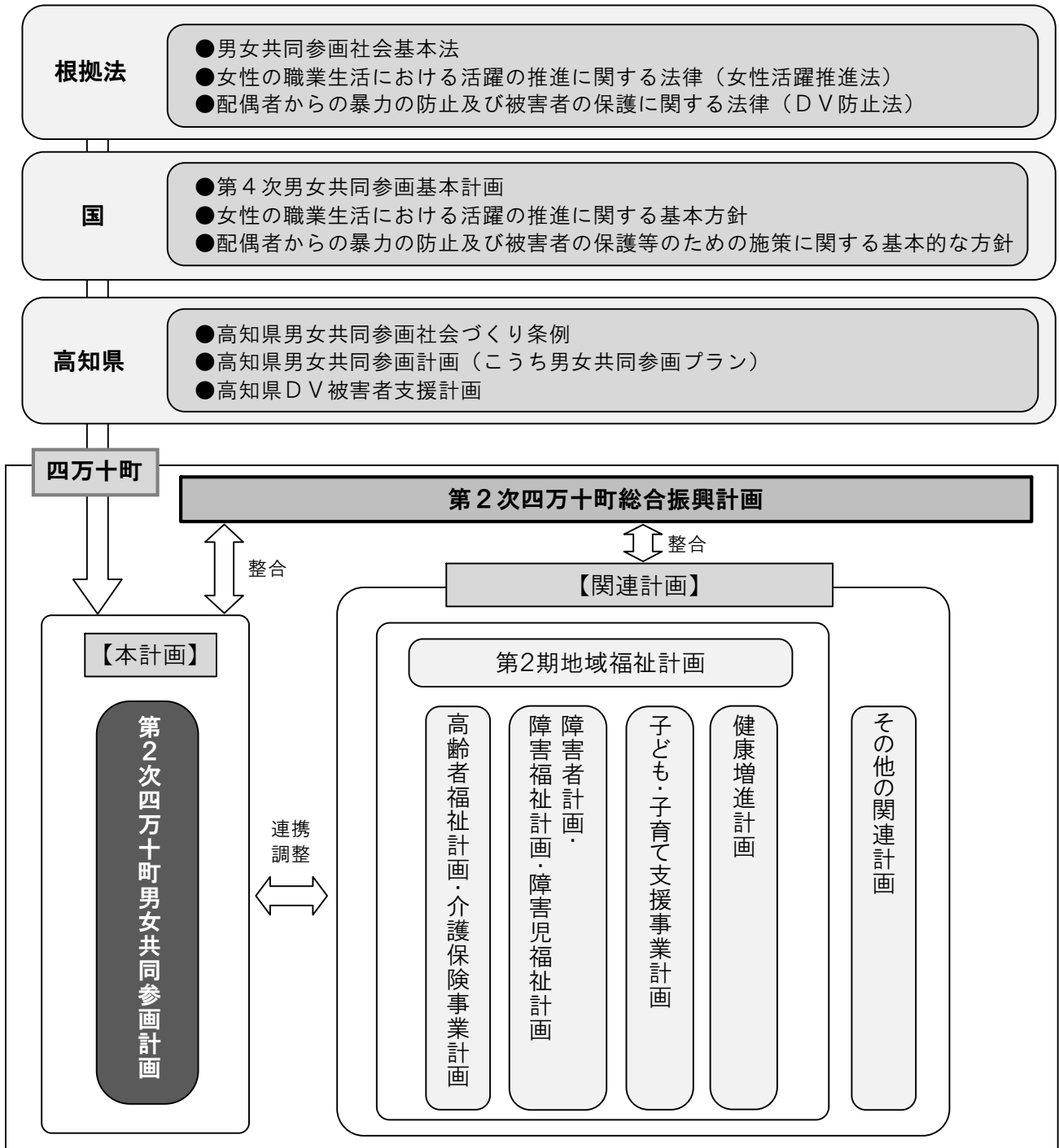
意識を変える 【テーマ1】	(1) 男女間の意識を変える	①意識改革と社会制度・慣行の見直し ②メディアにおける男女共同参画の推進 ③国際規範の尊重と、国際交流を通じた男女共同参画への理解の促進
	(2) さまざまな場での意識を変える	①家庭における男女共同参画の推進 ②学びの場での男女共同参画教育の推進 ③働く場での意識啓発 ④地域での意識啓発
場をひろげる 【テーマ2】	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	①行政への女性の参画の促進 ②団体・組織への女性の参画の促進
	(2) 働く場をひろげる	①職場における男女の均等な雇用機会と待遇の確保 ②多様なニーズに応じた就労支援 ③農林水産業・商工業等、自営業における男女共同参画の推進
	(3) 地域・防災分野における男女共同参画の推進	①地域活動における男女共同参画の推進 ②防災分野での男女共同参画の拡大
環境を整える 【テーマ3】	(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）	①男女がともに働きやすい職場づくり ②地域における子育て・介護支援の充実 ③女性も男性も地域活動に参画しやすい環境づくり
	(2) 高齢者等が安心して暮らせる環境の整備	①高齢者等が安心して暮らせる環境の整備 ②貧困などさまざまな生活上の困難に直面する男女への支援
	(3) 生涯を通じたからだところの健康支援	①自己決定の尊重 ②生涯を通じた健康支援
	(4) 女性に対するあらゆる暴力の根絶	①女性に対するあらゆる暴力の根絶

## 第2章 計画の概要

### 【1】計画の位置付け

本計画は、「男女共同参画社会基本法」を根拠法とし、「女性活躍推進法」に基づく市町村推進計画として位置付けるとともに、「DV防止法」に基づく市町村基本計画として位置付けます。また、国や県の男女共同参画基本計画及び本町の総合振興計画をはじめ、本町の関連計画との整合性に配慮して策定しています。

#### 【計画の位置付け】



## 【2】計画の期間

---

本計画の期間は、2019（平成 31）年度から 2023（平成 35）年度までの 5 年間とします。  
なお、社会情勢の変化や制度等の改正、本町の現状の変化等により、適宜見直しを行う場合があります。

## 【3】計画の策定体制

---

### 1 計画策定体制

計画の策定に当たっては、学識経験者をはじめ各種団体・組織の関係者などから構成される「四万十町第 2 次男女共同参画計画策定委員会」に諮り、計画の原案や重要事項等を審議します。

### 2 アンケート調査の実施

計画の策定に当たり、本町在住の 18 歳以上の町民及び本町所在の事業所を対象とし、男女共同参画に関する意識や意見等を把握し、施策を検討する上での基礎資料とすることを目的として、アンケート調査を実施しました。

調査名称	四万十町 男女共同参画に関する町民意識調査	四万十町 男女共同参画に関する事業所アンケート調査
調査対象	18 歳以上の町民	町内に所在する事業所
調査方法	郵送による調査票の配布・回収	郵送による調査票の配布・回収
調査期間	2018（平成 30）年 9 月	2018（平成 30）年 9 月
配布数	1,000 人	50 件
有効回収数	348 人	26 人
有効回収率	34.8%	52.0%

また、学識経験者、一般住民及び各種団体などから構成される「第 2 次四万十町男女共同参画計画策定委員会」に諮問し、専門的見地から意見をいただくとともに、個別にヒアリングシートによる意見聴取を行いました。さらに、パブリックコメントで寄せられた意見を反映させながら計画を策定しています。

## 第3章 本町の現状と課題

### 【1】本町の人口等の現状

#### 1 人口・世帯数の動き

本町の人口は、2015（平成 27）年の国勢調査では 17,325 人と、2005（平成 17）年の 20,527 人から約 3,200 人減少しており、2005（平成 17）年を 100.0 とした指数で見ると 84.4 となっています。世帯数も減少で推移しており、2015（平成 27）年では 7,454 世帯（2005（平成 17）年を 100 とした場合 90.6）となっています。

1 世帯当たりの人口数を示す世帯人員は、2005（平成 17）年の 2.50 人から 2015（平成 27）年では 2.32 人と、小家族化が進行しています。

#### 【人口・世帯数の推移】

	人口(人)	世帯数(世帯)	世帯人員 (人/世帯)	人口 増減率(%)	世帯数 増減率(%)
2005(平成 17)年	20,527	8,225	2.50	100.0	100.0
2010(平成 22)年	18,733	7,754	2.42	91.3	94.3
2015(平成 27)年	17,325	7,454	2.32	84.4	90.6

注: 増減率は、2005(平成 17)年を 100.0 とした場合の各年の割合を示す。

資料: 国勢調査

#### 2 人口動態

人口の動きである「人口動態」をみると、出生と死亡の差からみる「自然動態」は近年、死亡者数が出生数を上回り、マイナスで推移しています。

転入と転出からみる「社会動態」については、近年、町外への転出者数が町内への転入者数を上回る転出超過傾向にあります。

2017（平成 29）年では、自然動態がマイナス 216 人、社会動態がマイナス 86 人、合計 302 人の人口減少となっています。

#### 【人口動態】

	自然動態			社会動態		人口動態 (g)	
	出生数 (a)	死亡者数 (b)	(c)	転入(d)	転出(e)		(f)
2015(平成 27)年	95	322	-227	434	508	-74	-301
2016(平成 28)年	78	384	-306	431	431	0	-306
2017(平成 29)年	98	314	-216	398	484	-86	-302

注: (c)=(a)-(b)、(f)=(d)-(e)、(g)=(c)+(f)

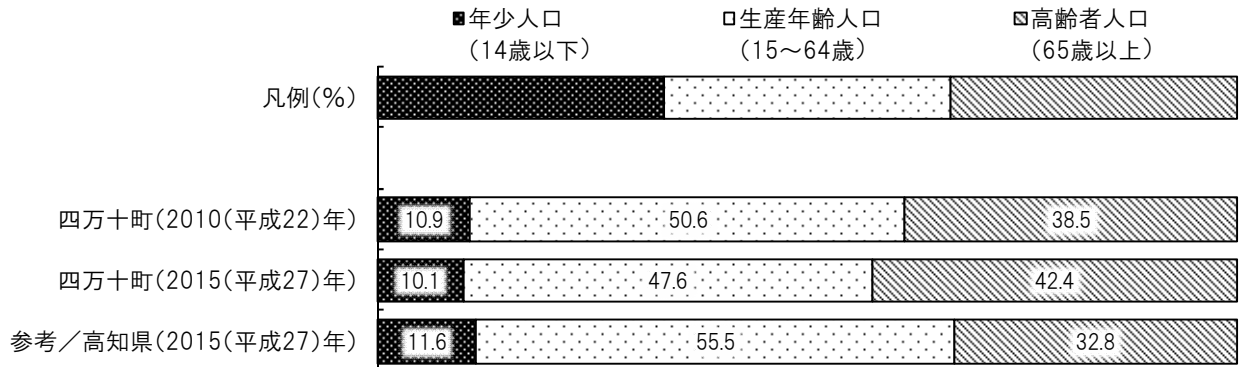
資料: 自然動態は保管統計表(厚生労働省)、社会動態は住民基本台帳人口移動報告(各年1月から12月分の移動状況)

### 3 年齢別人口構成

年齢別の人口構成比をみると、2015（平成27）年では年少人口（14歳以下）は10.1%、生産年齢人口（15～64歳）は47.6%、高齢者人口（65歳以上＝高齢化率）は42.4%となっており、高齢化率は高知県の平均を上回っています。

高齢化率が増加傾向にある一方で、年少人口は緩やかな減少で推移しており、少子高齢化の進行がうかがえます。

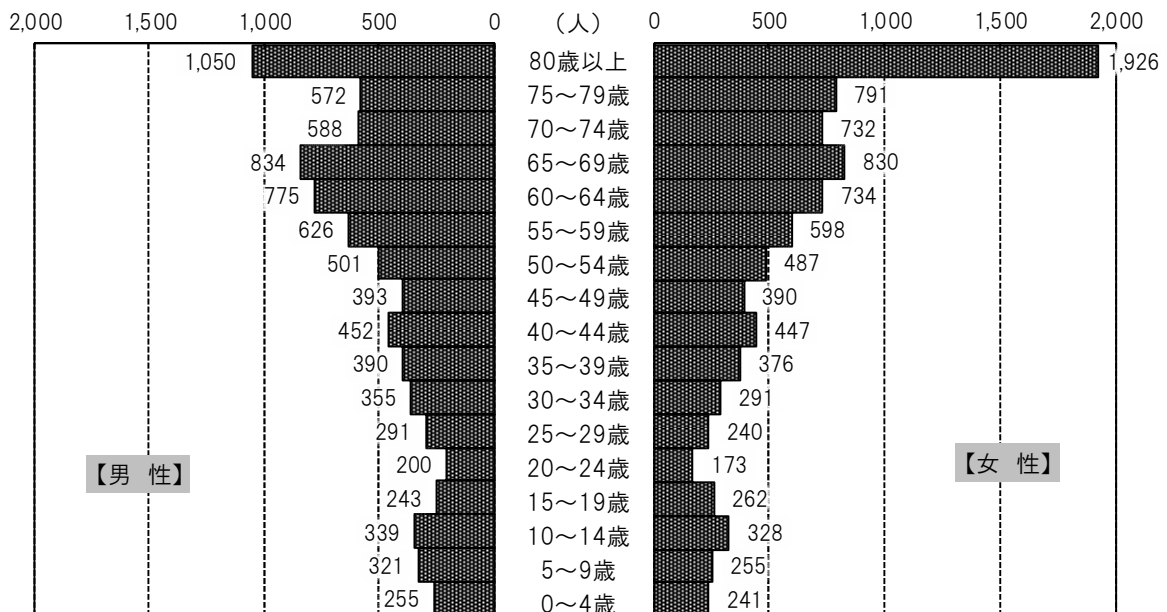
【年齢3区分別人口構成比】



資料:国勢調査

さらに、年齢を5歳階級別でみると、男女ともに60歳代後半の、いわゆる「団塊の世代」が多くなっています。また、70歳以上になると、女性の人口が男性を上回り、特に80歳以上では大きな差がみられます。

【年齢5歳階級別人口】

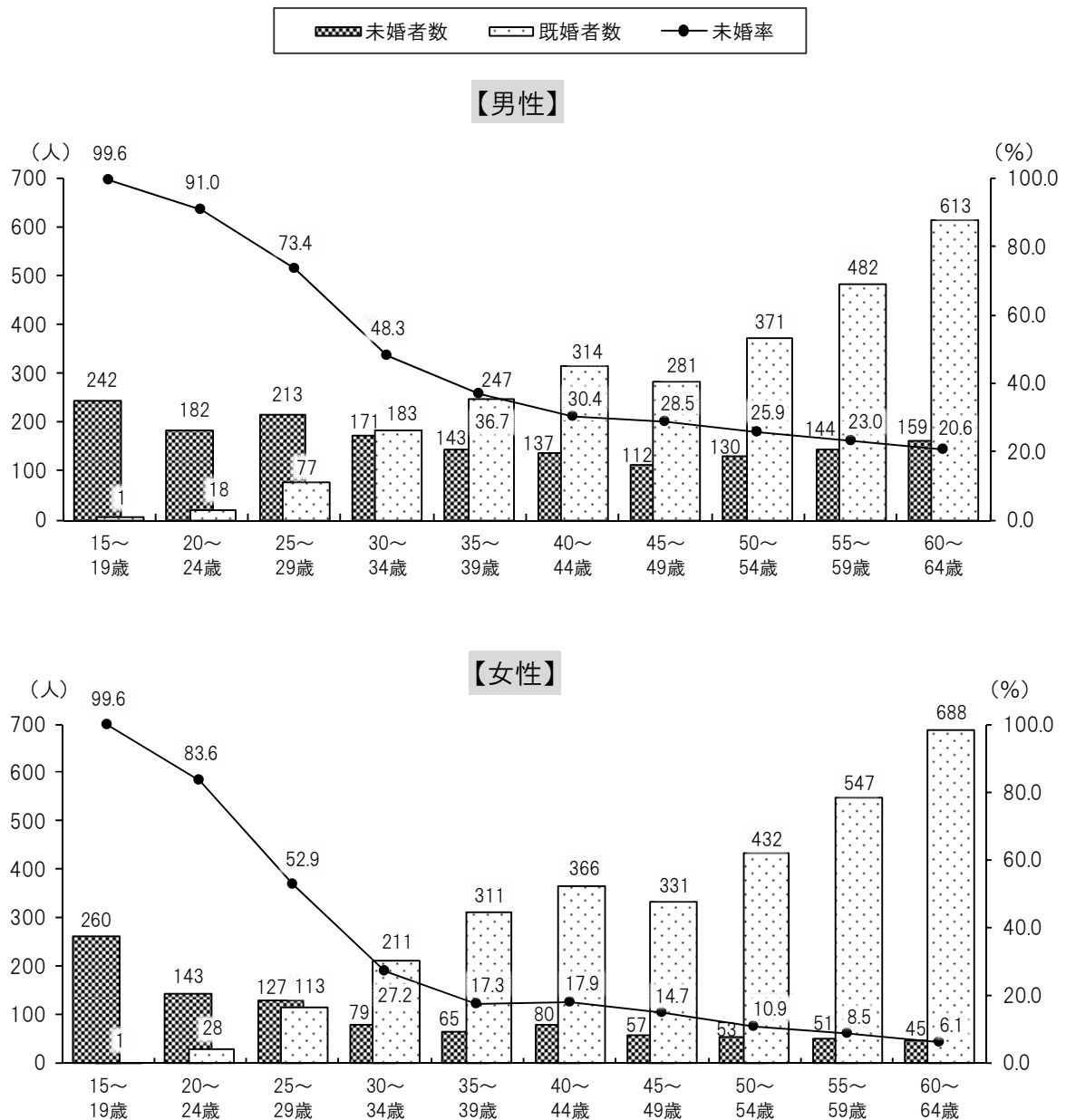


資料:国勢調査(2015(平成27)年)

## 4 婚姻の状況

本町の未婚者数と既婚者数を年齢別にみると、男性の場合、20歳代後半までは未婚者数が既婚者数を上回っていますが、30歳代前半になると逆転することから、30歳代が婚姻の中心的年齢層であることが分かります。女性の場合も、30歳代前半に逆転していますが、20歳代後半に既婚者数が大幅に増加しています。

【年齢別未既婚者数と未婚率】



資料:国勢調査(2015(平成27)年)

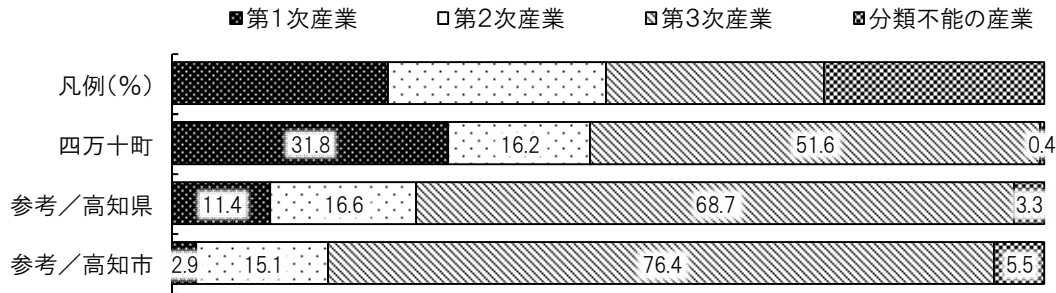


## 5 就業構造

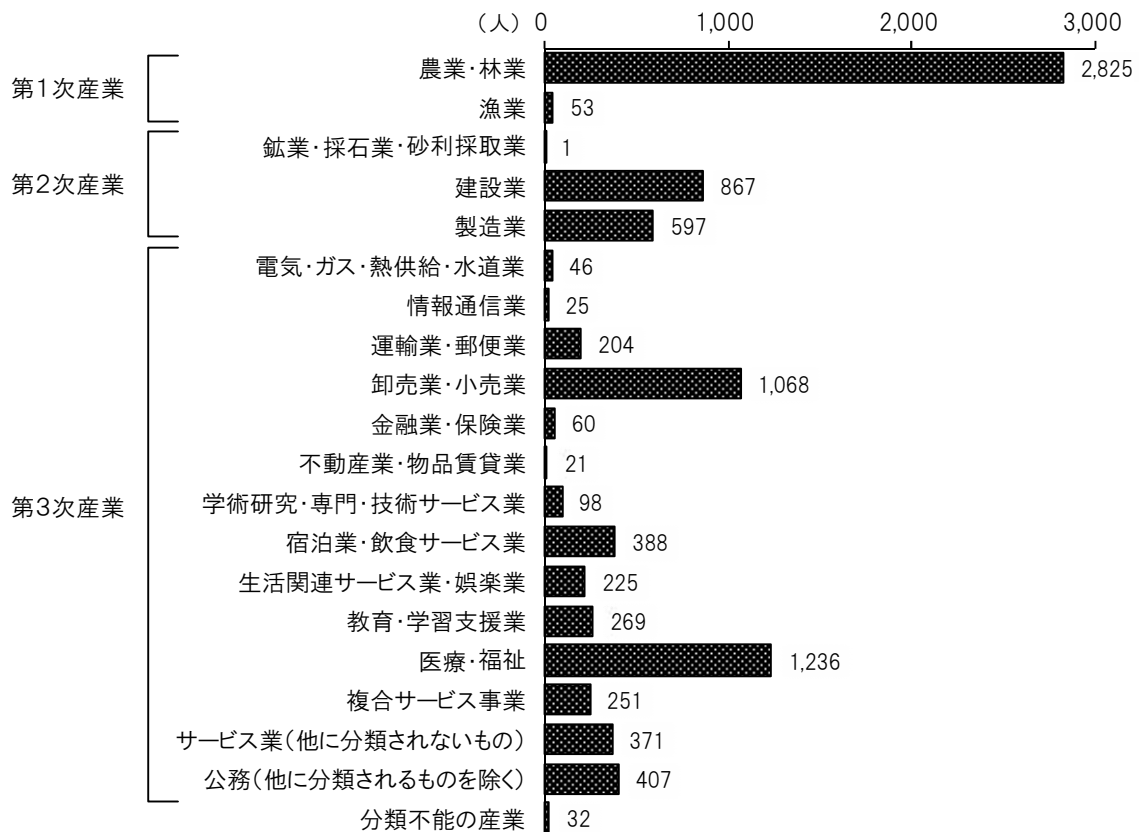
本町の産業別就業者構成比をみると、2015(平成27)年では第1次産業の割合が31.8%、第2次産業が16.2%、第3次産業が51.6%となっており、高知県全体と比べ、第1次産業の割合が高くなっています。

また、産業大分類別でみると、「農業・林業」の就業者が最も多く、次いで「医療・福祉」「卸売業・小売業」などの就業者が多くなっています。

【産業別 15 歳以上就業者構成比】



【産業大分類別 15 歳以上就業者数】

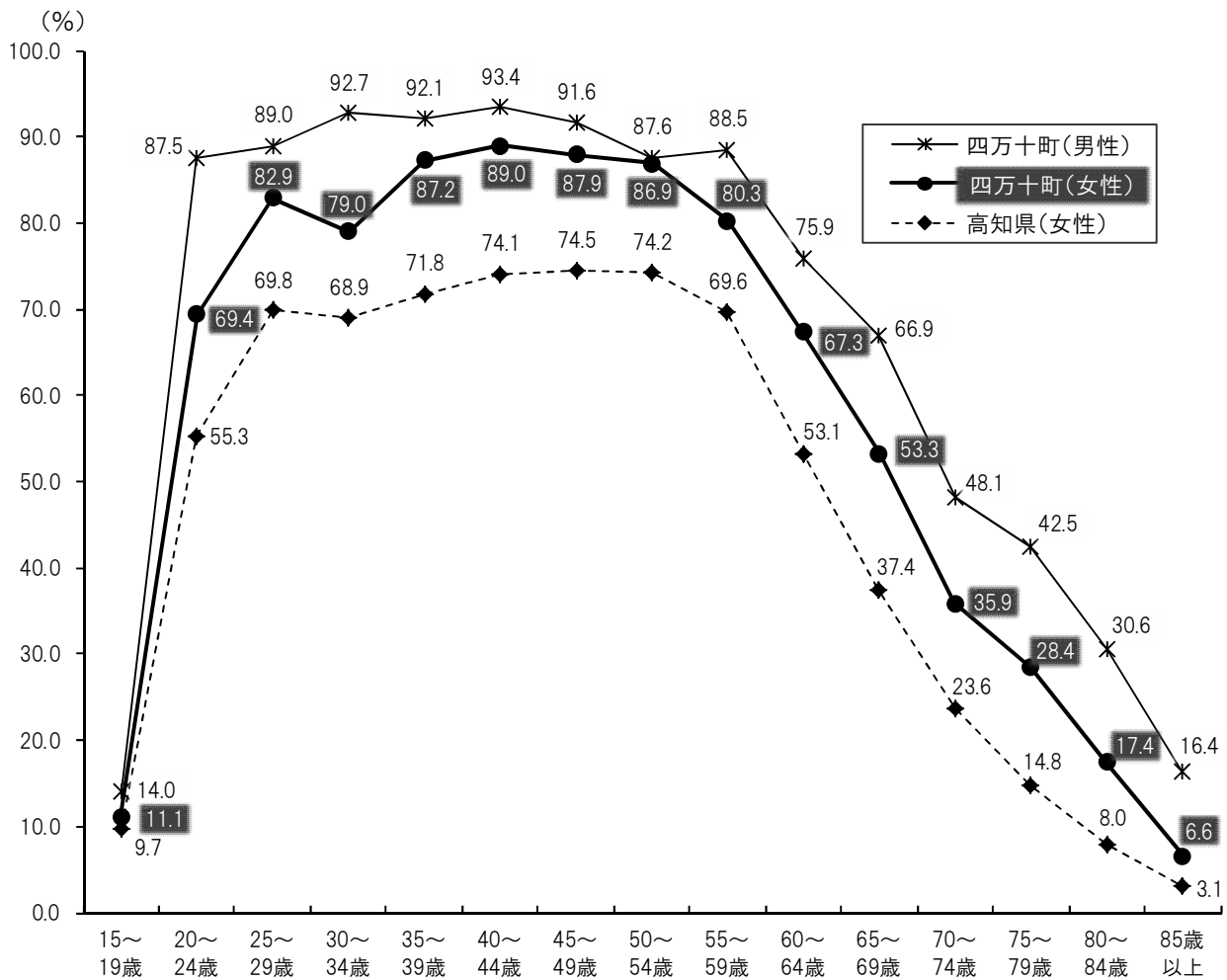


資料：国勢調査（2015（平成27）年）

## 6 年齢別就業率

本町における女性の就業率をみると、30歳代前半の「婚姻～子育て開始時期」に一旦低下し、その後、再び上昇をみせる「M字カーブ<sup>注</sup>」の状況がうかがえます。また、生産年齢人口における女性の就業率は、各年齢層ともに高知県の平均を大きく上回っています。

【年齢別就業率（労働力人口比率）】



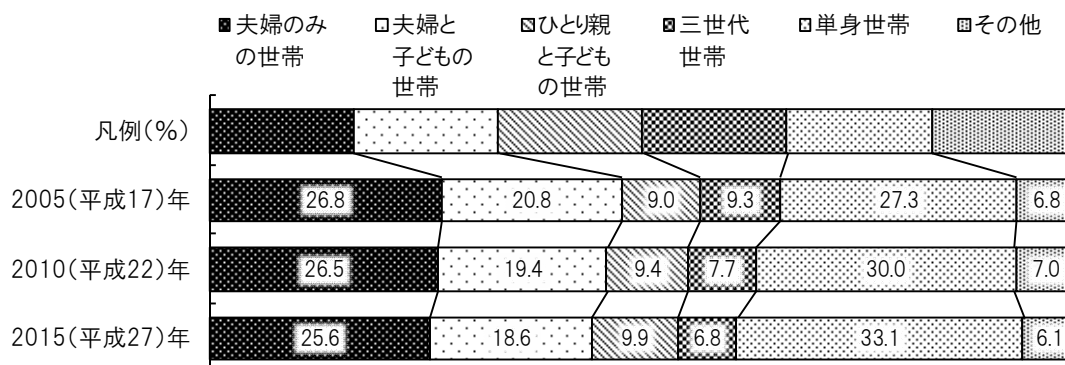
注：【M字カーブ】日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、おおむね30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になること。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴によるもの。

資料：国勢調査(2015(平成27)年)

## 7 世帯構成

世帯構成について、2005（平成17）年から2015（平成27）年までの推移でみると、「ひとり親と子どもの世帯」「単身世帯」は増加傾向にあり、「夫婦のみの世帯」「夫婦と子どもの世帯」は減少で推移しています。また、世帯人員が多い「三世帯世帯」は減少傾向にあり、世帯規模の縮小がうかがえます。

【世帯構成の推移】



資料:国勢調査

## 8 ひとり親家庭

本町のひとり親家庭については、2015（平成27）年で126世帯となっており、2010（平成22）年の135世帯から減少しています。また、その大半は母子世帯が占めています。

【ひとり親家庭の状況】

	2005(平成17)年	2010(平成22)年	2015(平成27)年
ひとり親家庭(合計)	136	135	126
母子世帯数	110	111	113
父子世帯数	26	24	13

資料:国勢調査

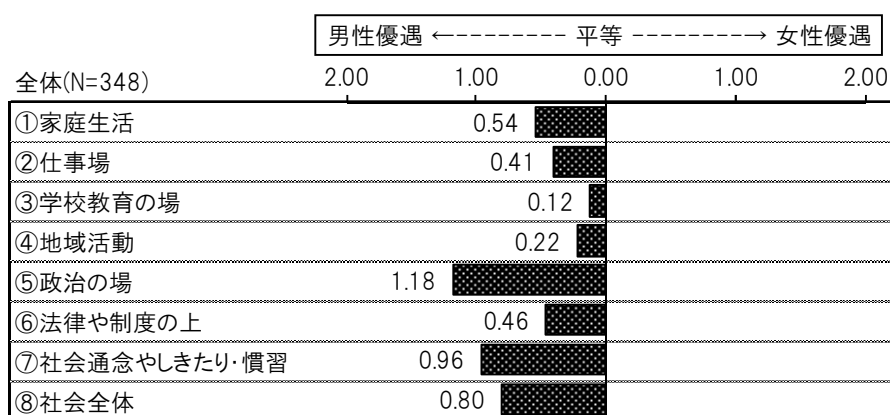
## 【2】アンケート・ヒアリング調査結果の概要

### 1 人権の尊重と男女共同参画意識について

#### 【町民アンケート調査結果の概要】

男女の平等意識を分野別にみると、「学校教育の場」や「地域活動」では平等意識は比較的高いものの、全ての分野において男性優遇意識が強く、特に「政治の場」「社会通念やしきたり・慣習」「社会全体」で目立っています。

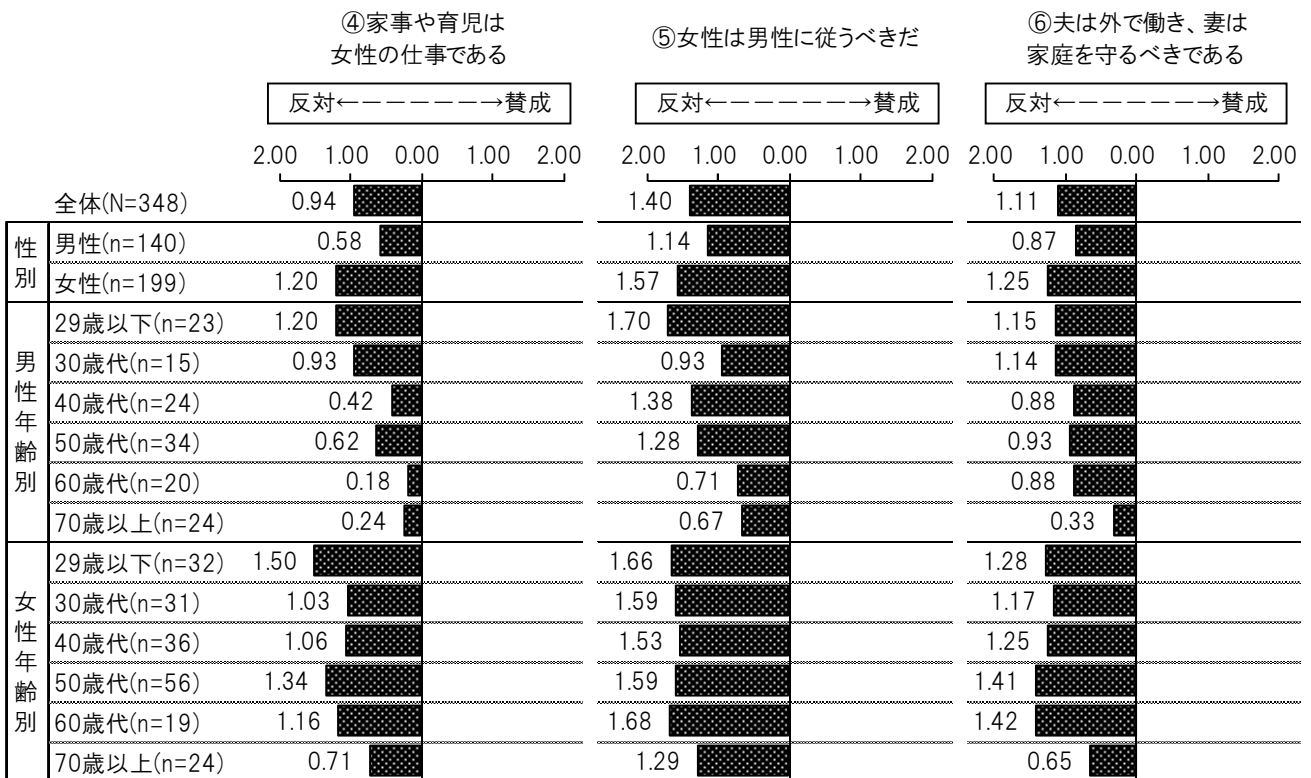
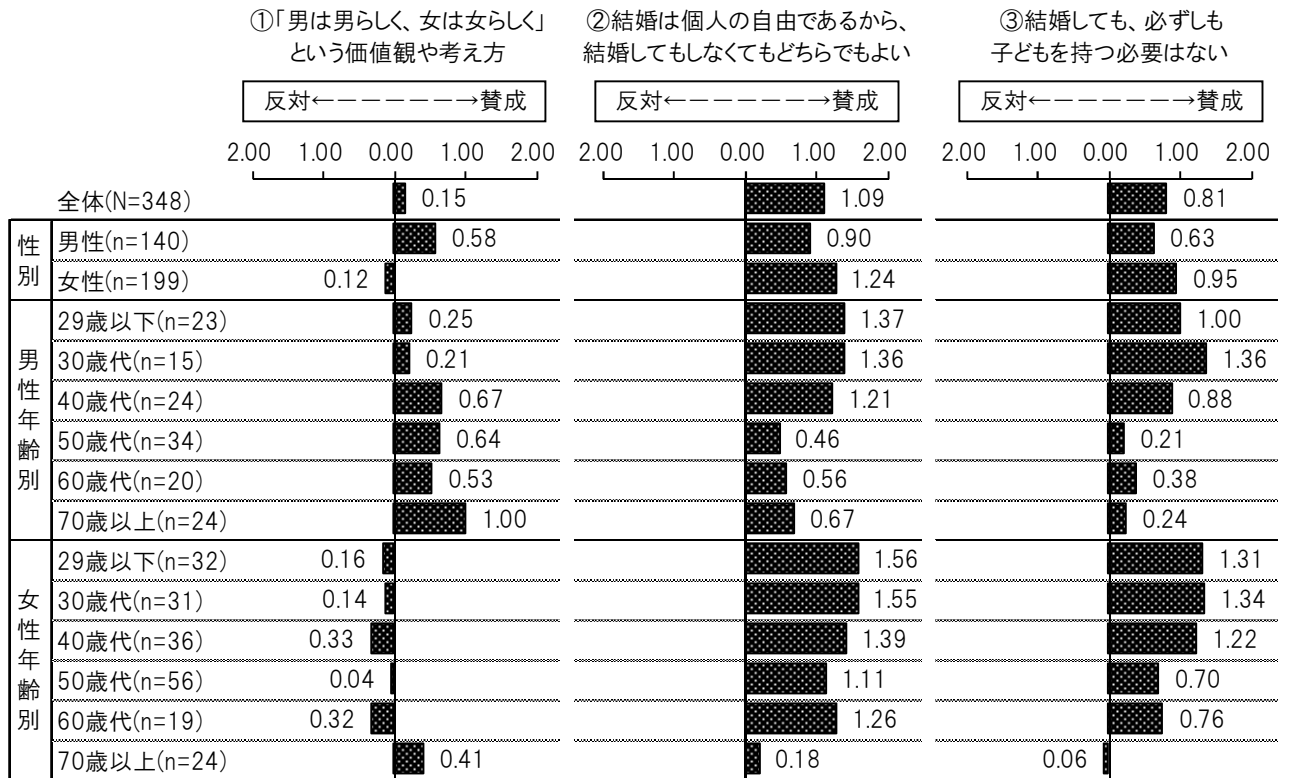
【平均評定値※でみた男女の平等意識】



※平均評定値とは、回答件数に係数を乗じ加重平均して算出した値で、グラフ上の0を中心として左側が男性優遇、右側が女性優遇、0に近いほど平等を示す指標。

「家事や育児は女性の仕事である」に反対意識を示す回答は、全体の約7割を占めています。しかし、特に男性は、年齢が上がるほど逆に賛成を示す回答が増える傾向にあります。この他「結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくてもどちらでもよい」「結婚しても必ずしも子どもを持つ必要はない」といった考え方に対しては、男女共に若い年齢層ほど賛成意識が高く、年齢が上がるほどその割合が低くなる傾向にあるなど、性別や年齢によって意識差がみられます。

【結婚、家庭生活と男女の役割について（6項目）】



### 【ヒアリング調査結果で寄せられた意見やアイデア（要旨）】

- ・男女共同参画に関する様々な学習機会の提供や、男性を対象にした広報や意識啓発により、男性の家事・育児・介護への分担を促進する。
- ・性別による身体的な差を認めつつ、人として平等に分担し合う。
- ・子どもの頃から男女共同参画への理解を促進する。

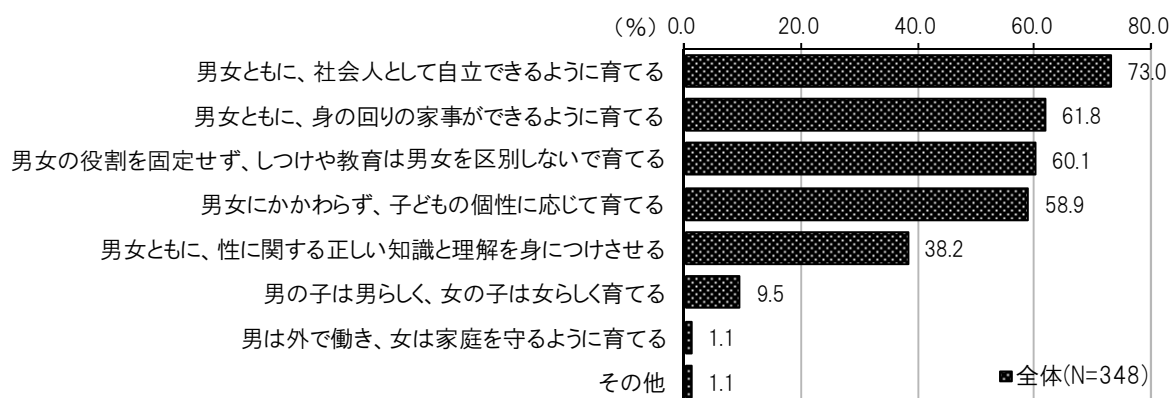
## 2 学びの場における男女共同参画について

### 【町民アンケート調査結果の概要】

男女の平等意識については、「学校教育の場」において「平等になっている」との意識が最も高くなっています。

子どもの育て方については、「男女ともに、社会人として自立できるように育てる」が最も多く、次いで「男女ともに、身の回りの家事ができるように育てる」「しつけや教育は男女を区別しないで育てる」など、性別にとらわれない育て方が主流となっています。

### 【望ましい子どもの育て方】



男女共同参画の推進に行政が力を入れるべきことについては、「学校での男女共同参画についての教育を充実する」が、上位に回答されています。

### 【ヒアリング調査結果で寄せられた意見やアイデア（要旨）】

- ・進路指導において、性別にかかわらず個性や能力が発揮できるよう、一人ひとりの生徒が主体的に進路を選択できる能力や高い職業意識が育まれるよう、改善・充実を図ることが大切。
- ・学校などでの男女平等を基本とした教育を充実させ、教職員等に対して男女共同参画の意識啓発を促進。

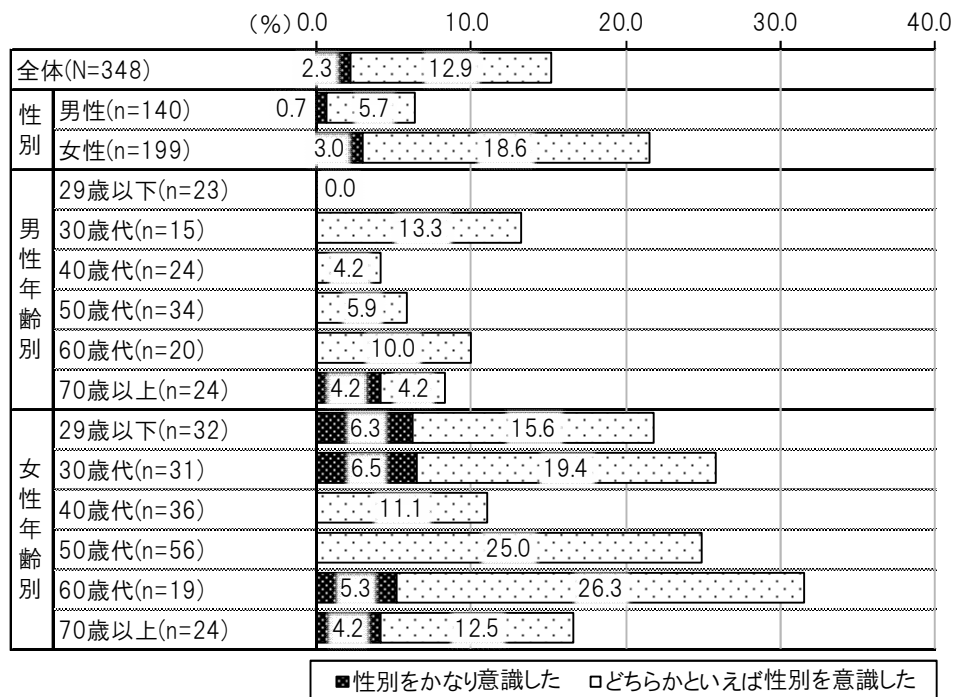
### 3 あらゆる分野における男女共同参画について

#### 【町民アンケート調査結果の概要】

「政治の場」において、男性優遇意識は約6割を占め、他の分野を上回っています。

進路や職業選択時の性別意識については、8割近くが「性別を意識しなかった」と回答している一方で、「性別を意識した」が15.2%みられます。特に、女性は60歳代で「性別を意識した」人が多くなっています。

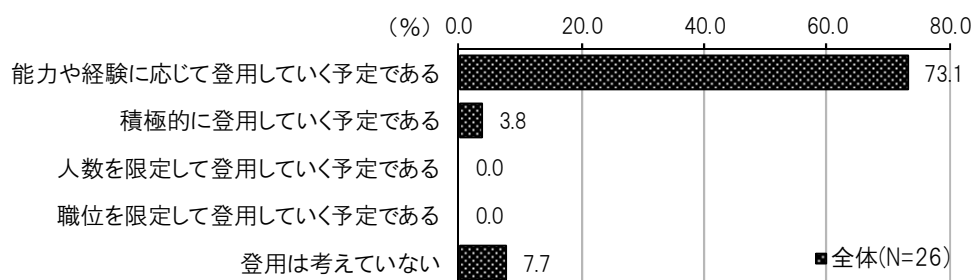
【進路や職業選択時に「性別を意識した」割合】



#### 【事業所アンケート調査結果の概要】

女性管理職の登用については、「能力や経験に応じて登用していく予定である」が最も多くなっていますが、女性を管理職に登用することの問題点としては、「長時間の労働を要求しにくい」や「女性従業員自身が、管理職になることを望んでいない」「すぐやめてしまうので、人材として育てにくい」などが回答されています。

【女性管理職の登用について】

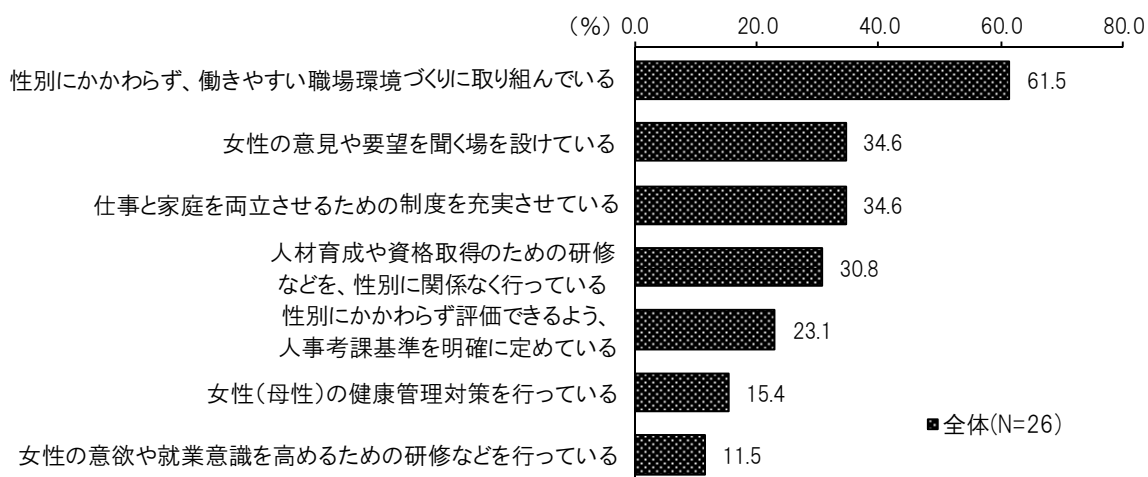


### 【女性を管理職に登用することの問題点】

順位	女性を管理職に登用することの問題点(N=26)	回答割合(%)
1位	女性には家庭での責任があるので、長時間の労働を要求しにくい	26.9
2位	女性従業員自身が、管理職になることを望んでいない	19.2
3位	女性はずぐやめてしまうので、人材として育てにくい	15.4
4位	管理能力の面で、女性の適任者が少ない	3.8
5位	上司や同僚の男性従業員に、女性管理職への認識や理解が不十分な点がある	3.8
6位	業務内容の性質上、女性には管理職を任せられない、あるいは向いていない	3.8
7位	目標となる女性の先輩職員がいないので、次が育たない	3.8
-	特に問題はない	50.0

女性従業員を積極的に活用するための今後の取組については、「性別にかかわらず、働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる」が約6割と最も多く、次いで「女性の意見や要望を聞く場を設けている」「仕事と家庭を両立させるための制度を充実させている」「人材育成や資格取得のための研修などを、性別に関係なく行っている」などが続きます。

### 【女性従業員を積極的に活用するための今後の取組（上位項目を抜粋）】



### 【ヒアリング調査結果で寄せられた意見やアイデア（要旨）】

- ・女性人材の育成や掘り起こしを一層進め、委員を選出する関係団体や企業等に対し、男女共同参画の重要性への理解の促進と女性の積極的登用への啓発が必要。
- ・女性の経営への参画は多様な価値観からなる新たなサービス、製品の創出を促すことから、現在働いている女性が、出産・育児でやむを得ず退職することなく、かつ、培われたキャリアやその視点など、能力を十分に発揮できるような支援が重要。

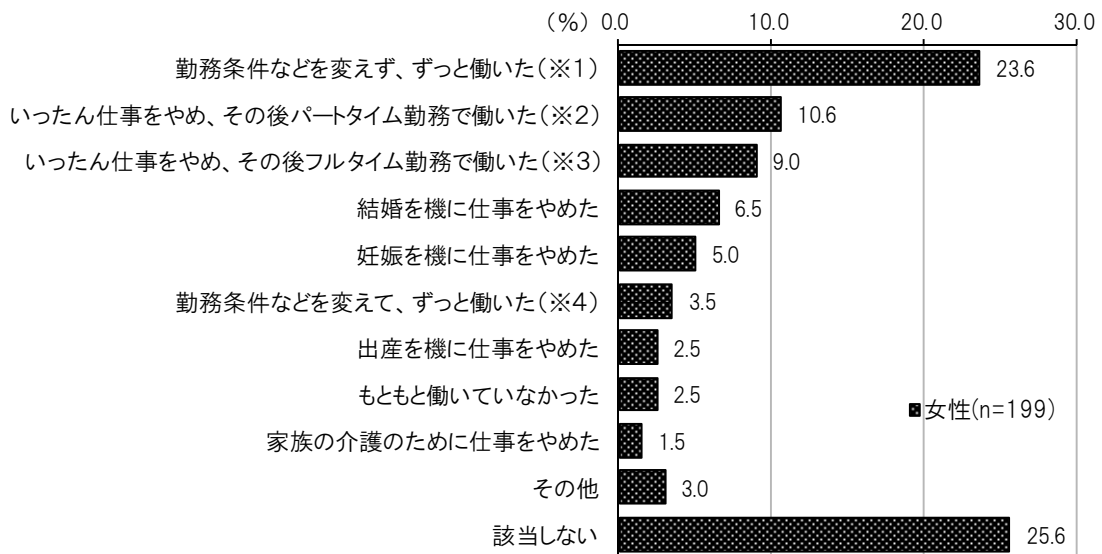


## 4 働く場における男女共同参画について

### 【町民アンケート調査結果の概要】

女性が、結婚や妊娠・出産・介護などの節目に選んだ働き方については、「勤務条件などを変えず、ずっと働いた（育児休業、介護休業等の取得を含む）」が最も多いものの、「仕事をやめた（復職者を含む）」人は合計で35.1%と、ずっと働いた人の割合を上回っています。

【ライフステージの節目の働き方】



※1:勤務条件などを変えず、ずっと働いた(育児休業、介護休業等の取得を含む)

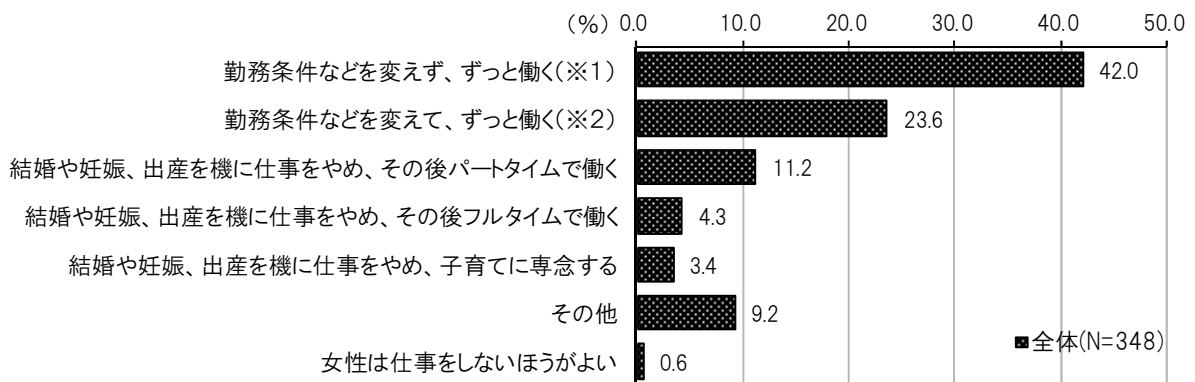
※2:結婚や妊娠、出産等でいったん仕事をやめ、その後パートタイム勤務で働いた

※3:結婚や妊娠、出産等でいったん仕事をやめ、その後フルタイム勤務で働いた

※4:勤務条件などを変えて、ずっと働いた(フルタイム勤務からパートタイム勤務へ変更など)

女性の望ましい働き方として「勤務条件などを変えず、ずっと働く（育児休業、介護休業等の取得を含む）」とする考え方が最も多く、次いで「勤務条件などを変えて、ずっと働く（フルタイム勤務からパートタイム勤務へ変更など）」「結婚や妊娠、出産を機に仕事をやめ、その後パートタイムで働く」など、全体的に継続的な就労ニーズがうかがえます。

### 【女性の望ましい働き方】

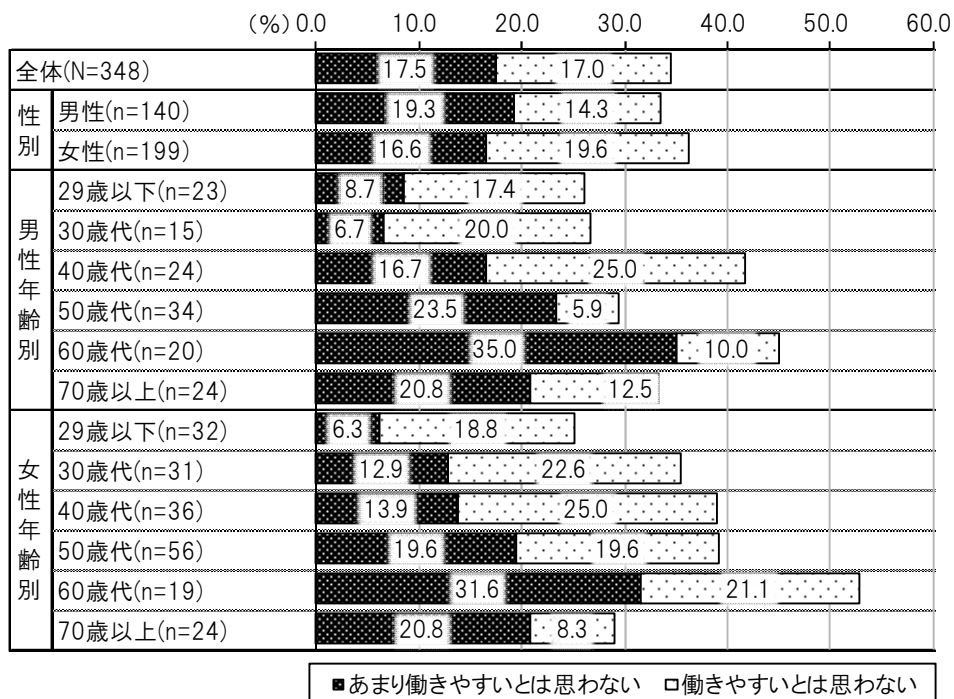


※1:勤務条件などを変えず、ずっと働く(育児休業、介護休業等の取得を含む)

※2:勤務条件などを変えて、ずっと働く(フルタイム勤務からパートタイム勤務へ変更など)

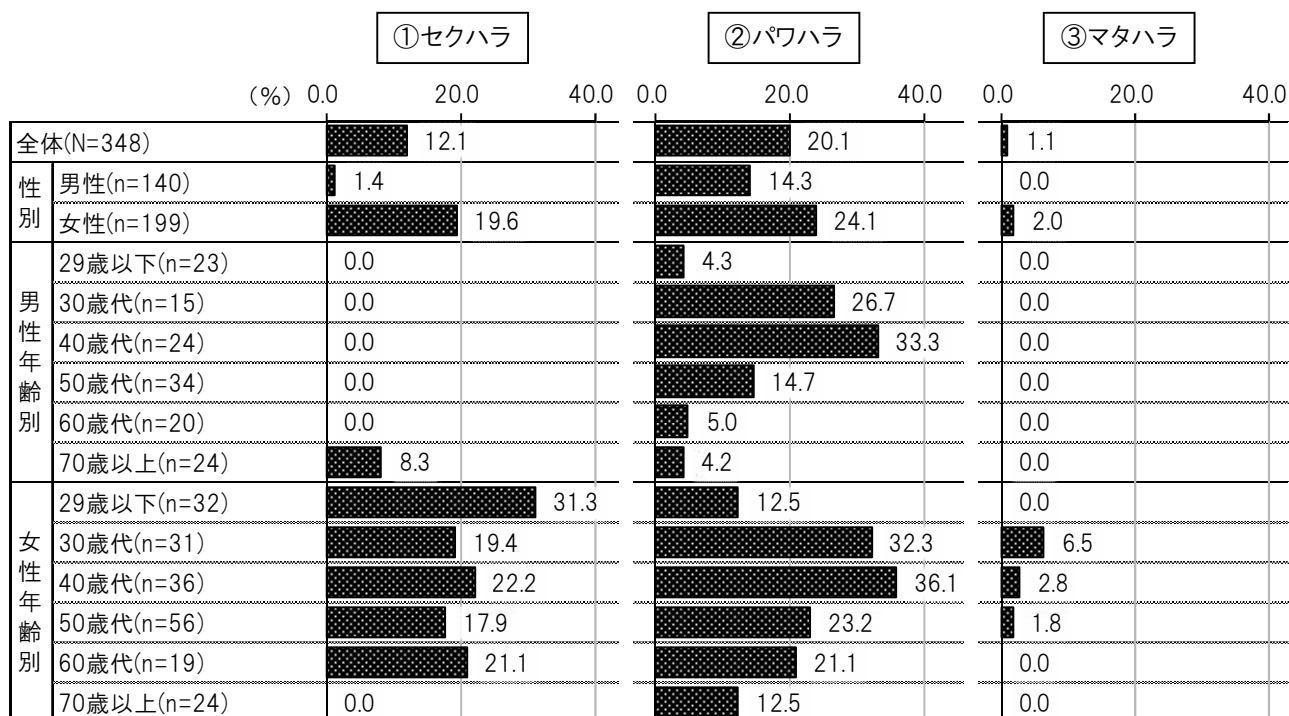
女性の働きやすさについては、合計 39.1%が「働きやすいと思う」と回答している一方、「働きやすいとは思わない」は 34.5%みられ、特に女性で多くなっています。

### 【女性が働きやすいとは思わないと回答した割合】



セクシュアルハラスメント（セクハラ）被害を受けたことがある女性は19.6%で、特に29歳以下で多くみられます。パワーハラスメント（パワハラ）の被害を受けたことがある人は、男性が14.3%、女性が24.1%となっています。

【各種ハラスメントについて「自分が被害を受けたことがある」割合】



【事業所アンケート調査結果の概要】

男女共同参画社会実現に必要と思うことについては、「仕事と家庭の両立を可能にするような環境の整備が十分であること」が最も高く、次いで「育児休業や介護休業制度が、男女ともに活用されていること」「募集・採用における男女差をなくすこと」などが続いています。

【男女共同参画社会実現に必要と思うこと】

順位	男女共同参画社会実現に必要と思うこと(N=26)	回答割合(%)
1位	仕事と家庭の両立を可能にするような環境の整備が十分であること	38.5
2位	育児休業や介護休業制度が、男女ともに活用されていること	34.6
3位	募集・採用における男女差をなくすこと	30.8
4位	配置・昇進・教育訓練における男女差をなくすこと	26.9
5位	育児などで一旦退職した場合の再就職の機会があること	26.9
6位	賃金における男女差をなくすこと	23.1
7位	セクハラ・パワハラ・マタハラ・DV等の防止措置が取られていること	15.4
8位	人事評価などで、性別により評価することがないよう基準を定めること	15.4
9位	相談窓口を充実すること	15.4
10位	定年・退職・解雇における男女差をなくすこと	11.5
11位	性別による仕事の分業がないこと	7.7
-	特になし	15.4

セクシュアルハラスメントについて、従業員から「相談があった」と回答した事業所は3.8%、パワーハラスメントについては11.5%と、それぞれ低い割合となっています。

### 【ヒアリング調査結果で寄せられた意見やアイデア（要旨）】

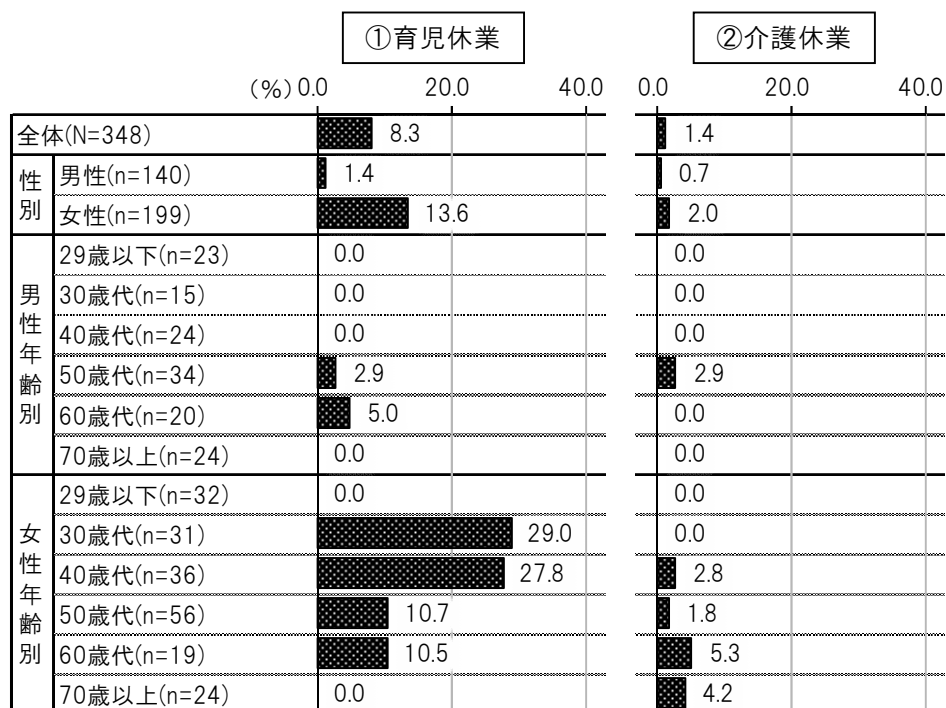
- ・セクハラ、パワハラには、研修を繰り返すことが必要。
- ・結婚や出産、育児などライフステージの節目に、希望に応じた柔軟な働き方を選択できることが重要。
- ・女性が出産や子育てのために一定期間仕事を離れても、希望すればそれまでのキャリアを生かして働くことができるよう、多様なニーズに応じた就労を支援する取組が必要。

## 5 仕事と家庭の両立について

### 【町民アンケート調査結果の概要】

育児休業の取得率は男性1.4%、女性13.6%、介護休業については男性0.7%、女性2.0%となっています。

#### 【育児休業や介護休業を取得したことがある割合】



男女がともに働きやすい社会環境をつくるために必要なことについては、「男女で家事や育児、介護などに協力して取り組む」が最も多く、次いで「保育サービスや介護サービスなどを充実させ、誰もが利用できるようにする」「育児休業や介護休業などを利用しやすくする」などの順となっています。

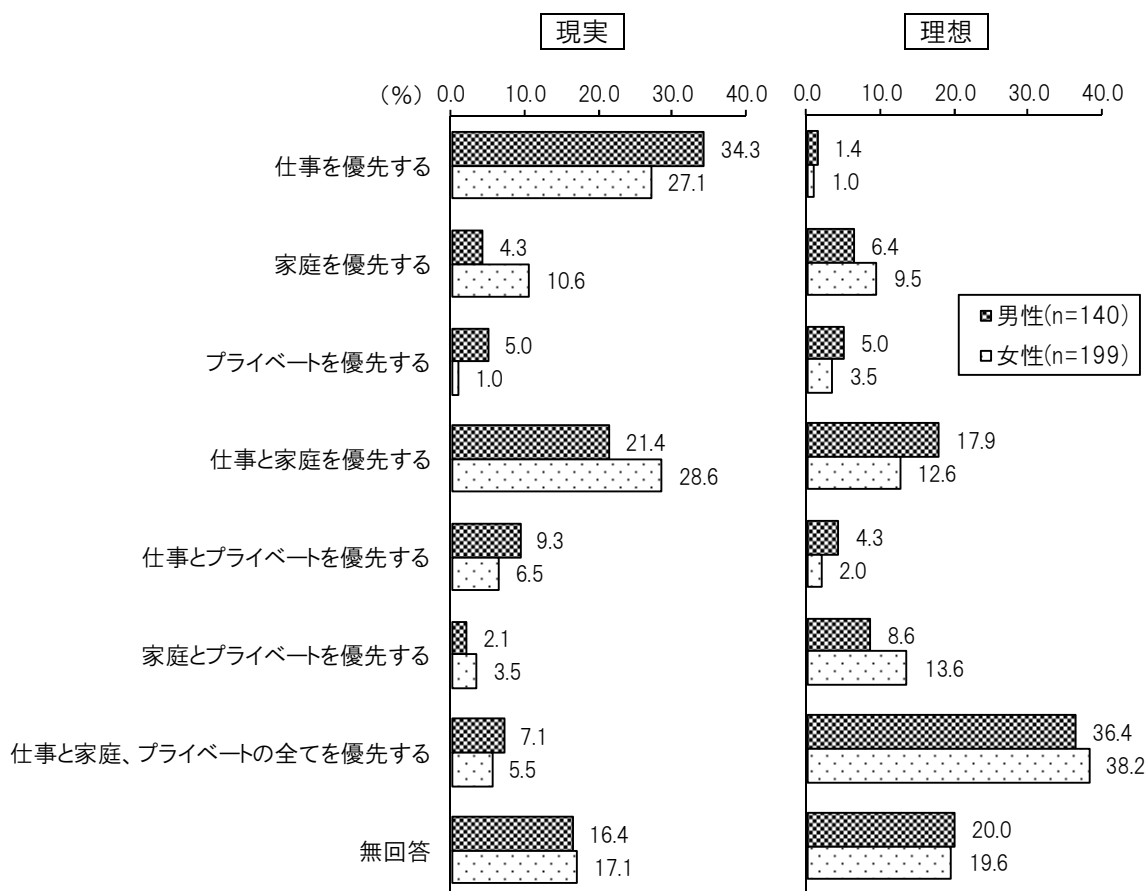
【男女がともに働きやすい社会環境をつくるために必要なこと】

順位	男女がともに働きやすい社会環境をつくるために必要なこと(N=348)	回答割合(%)
1位	男女で家事や育児、介護などに協力して取り組む	70.1
2位	保育サービスや介護サービスなどを充実させ、誰もが利用できるようにする	53.2
3位	育児休業や介護休業などを利用しやすくする	43.4
4位	パートタイム労働者や派遣労働者の労働条件を向上させる	20.1
5位	職場での男女の昇進や賃金などの格差をなくす	15.2
6位	職場でのハラスメント(いやがらせ)の防止に努める	13.5
7位	労働時間を短縮する	12.1
8位	性別にかかわらず、職業を選択できるようにする	11.2
9位	女性が働くことへの理解が広まるよう啓発する	10.6
10位	男女の雇用機会(採用、勤務条件など)を均等にする	9.8
11位	農林水産業を行う家族員間の役割分担や、家族経営協定の締結を促進する	3.7
-	特になし	2.9

「家事や育児は女性の仕事である」への「反対意識」は約7割を占めています。

日常生活の理想と現実について、理想は「仕事と家庭、プライベートの全てを優先する」が最も多くなっていますが、現実には「仕事を優先する」が最も多く、依然として理想と現実のギャップが大きいことが分かります。

【仕事・家庭<sup>※1</sup>・プライベート<sup>※2</sup>のバランスについて】



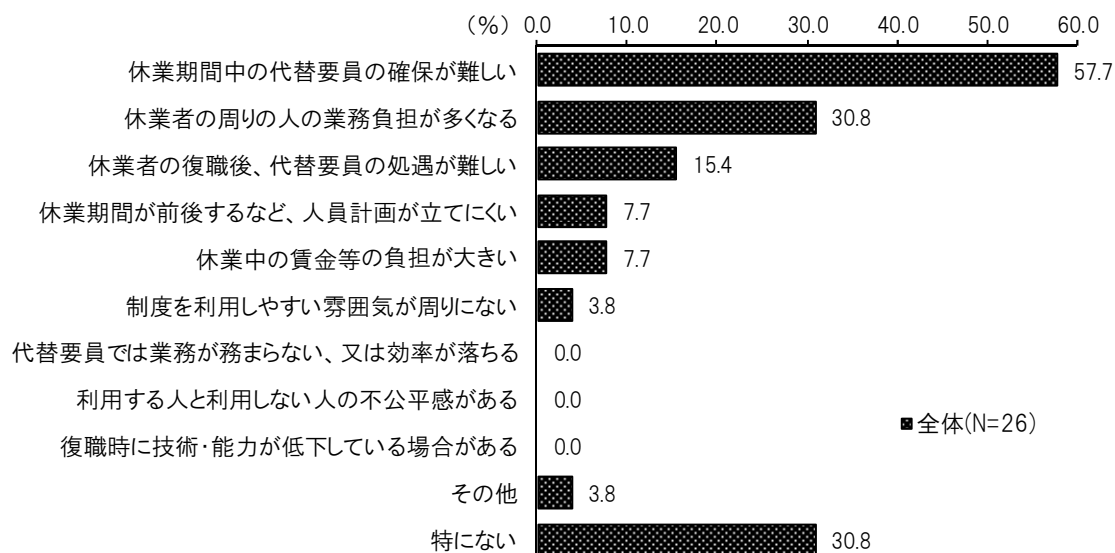
※1 家事・育児・介護を含む

※2 趣味や学習・地域活動・付き合いなど

### 【事業所アンケート調査結果の概要】

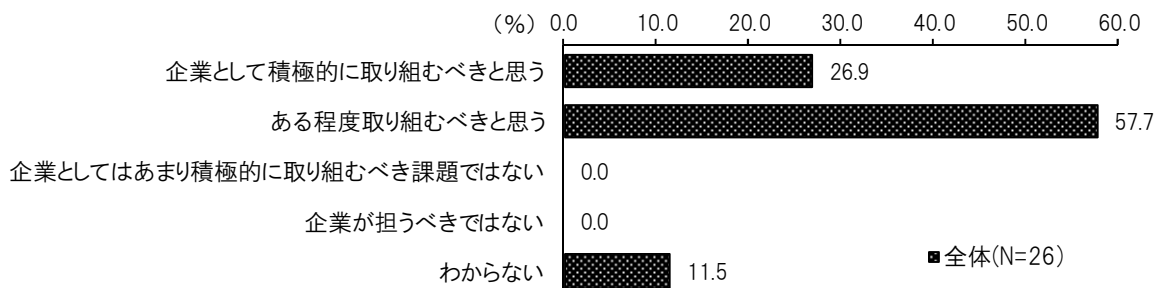
育児・介護休業制度を定着させる上での問題点については、「休業期間中の代替要員の確保が難しい」が最も多く、次いで「休業者の周りの人の業務負担が多くなる」が続いています。

#### 【育児・介護休業制度を定着させる上での問題点】



ワーク・ライフ・バランスの取組については、「企業として積極的に取り組むべきと思う」(26.9%)と、「ある程度取り組むべきと思う」(57.7%)を合計して、84.6%が『取り組むべき』と回答しています。

#### 【ワーク・ライフ・バランスの取組について】



【ヒアリング調査結果で寄せられた意見やアイデア（要旨）】

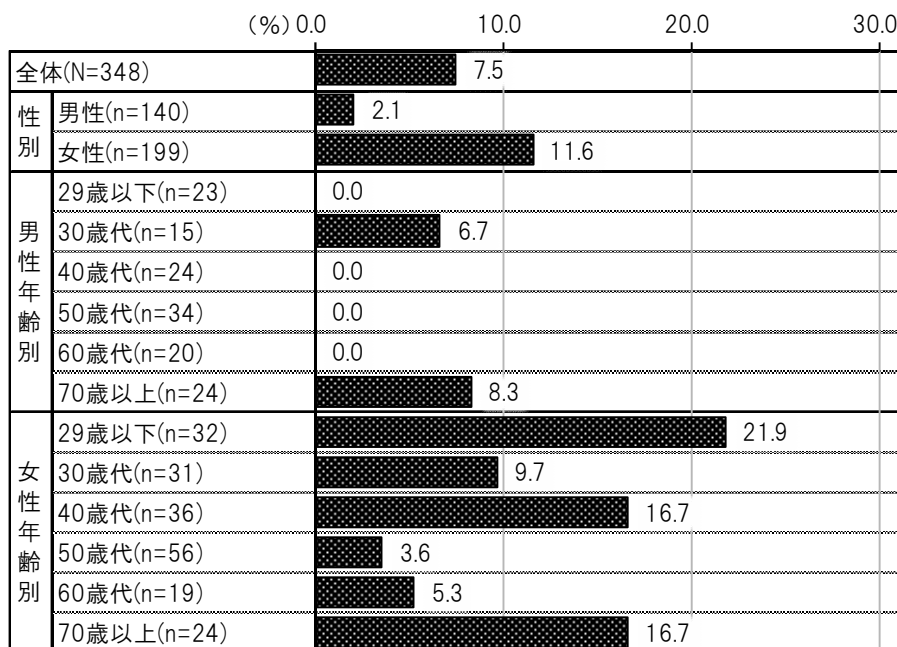
- ・根強い固定的性別役割分担意識が存在する中、男性に多くみられる長時間労働や職場中心のライフスタイルが、子育て・介護に関わることを妨げる要因となっている。
- ・子育てをしやすい職場環境づくりに積極的に取り組む企業を認証し、広く紹介することにより企業の自主的な取組を促進する。

6 暴力を許さない社会づくりについて

【町民アンケート調査結果の概要】

DVの経験について「自分が被害を受けたことがある」割合は、男性が 2.1%、女性が 11.6%で、特に女性の 29 歳以下で多くなっています。

【DVについて「自分が被害を受けたことがある」割合】



DVの相談先としては、「友人や知人」「家族や親族」が多くなっている一方で、「どこ（だれ）にも相談しなかった」人も多く、その理由としては、「どこ（だれ）に相談してよいか、わからなかったから」や「相談しても無駄だと思ったから」といった回答が多くなっています。

DVに対する必要な取組については、「被害者が相談しやすい環境づくりや相談窓口の充実」が突出して最も多く、次いで「被害者の一時保護を行う緊急避難場所（シェルター）などの整備」「被害者のカウンセリングなど、精神的な援助の充実」などの順となっています。

### 【DVに対する必要な取組】

順位	DVに対する必要な取組(N=348)	回答割合(%)
1位	被害者が相談しやすい環境づくりや相談窓口の充実	64.4
2位	被害者の一時保護を行う緊急避難場所(シェルター)などの整備	35.1
3位	被害者のカウンセリングなど、精神的な援助の充実	28.2
4位	被害者家庭の子どもへのサポートの充実	27.6
5位	DVに関する広報・啓発活動の積極的な実施	19.3
6位	学校での暴力を防止するための学習等の場の充実	18.4
7位	加害者の更生に向けた対策やサポートの充実	17.8
8位	家庭や地域での暴力を防止するための学習等の場の充実	14.7
9位	メディア・リテラシー教育の充実	4.9

#### 【ヒアリング調査結果で寄せられた意見やアイデア（要旨）】

- ・暴力は被害者を傷つけるだけではなく、暴力を見て育つ子どもにも重大な影響を及ぼすおそれがある。
- ・児童相談所、警察、民間団体等との連携を強化し、相談窓口の周知や相談機能の充実を図る。
- ・配偶者からの暴力を未然に防止するため、予防教育に力を入れ、若者を対象とした交際相手間の暴力（デートDV）に関する啓発を行う。

## 7 生涯を通じた健康づくりについて

#### 【町民アンケート調査結果の概要】

「結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくてもどちらでもよい」への「賛成意識」は7割以上を占めているとともに、「結婚しても、必ずしも子どもを持つ必要はない」については6割以上を占めています。しかし、「結婚しても、必ずしも子どもを持つ必要はない」については、男女共に若い年齢層は「賛成意識」が多いものの、年齢が上がるほど「反対意識」が多くなるなど、年齢による差が顕著にみられます。

#### 【ヒアリング調査結果で寄せられた意見やアイデア（要旨）】

- ・生涯を通じた健康、性差に応じた健康、妊娠・出産に係る健康支援が必要。



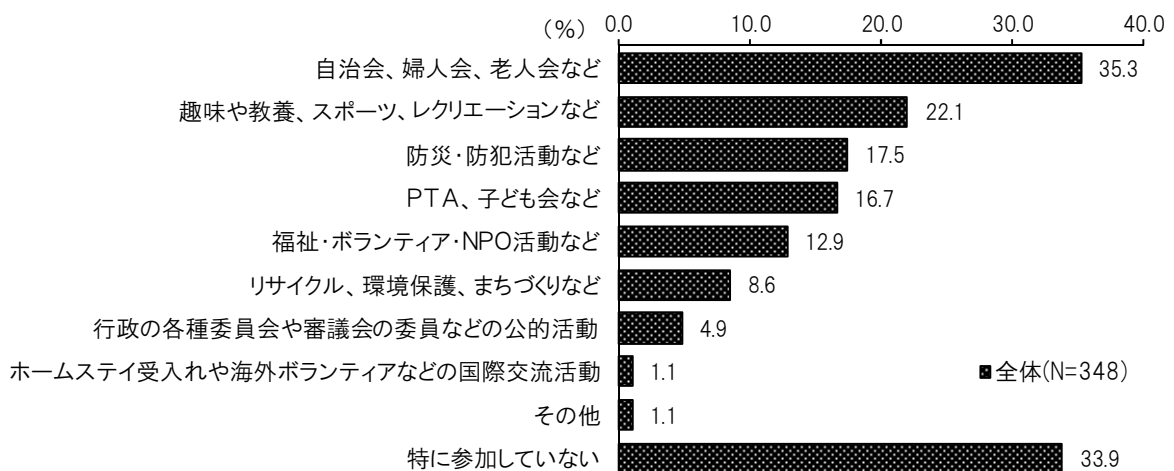
## 8 地域社会における男女共同参画について

### 【町民アンケート調査結果の概要】

地域活動への参加状況については、「特に参加していない」が3割以上を占めていますが、参加者は「自治会、婦人会、老人会など」が最も多く、次いで「趣味や教養、スポーツ、レクリエーション」「防災・防犯活動など」の順となっています。

また、地域活動に参加していない理由については、「参加するきっかけがない」「忙しくて時間がない」などが多くみられます。

### 【地域活動への参加状況】



防災・災害復興対策については、「防災訓練などへの参加」をはじめ、「避難所機能の充実に向けた検討」「避難所の運営における女性リーダーの配置」などで、女性の活躍が必要とされています。

### 【ヒアリング調査結果で寄せられた意見やアイデア（要旨）】

- ・自治会や地域おこし・まちづくり・観光、子育て支援活動などは、特定の性別や年齢層で担われており、組織の役員構成や意思決定の場では男性が中心など、行事の役割分担が性別によって決められている。
- ・男女が互いに地域を担えるよう、地域での意識啓発を進める。また、男女が共に参画する様々な地域活動を進めていく。

## 9 福祉環境づくりについて

### 【町民アンケート調査結果の概要】

男女共同参画の推進に行政が力を入れるべきことについては、「企業等に対して、性別を問わず働きやすい職場づくりを促進する」や「学校での男女共同参画についての教育を充実する」「子育て支援サービスを充実する」「高齢者や障害のある人への介護・介助を支援するサービスを充実する」などが、上位に回答されています。

### 【ヒアリング調査結果で寄せられた意見やアイデア（要旨）】

- ・一人で外出できない高齢者や障害者などに対して、地域の助け合いも含めて環境整備が必要。
- ・障害のある方の働く場所の確保など、弱者が安心して暮らせる環境づくり。
- ・高齢者・障害者・外国人等に対する、災害時の適切な対応方法を周知する。

## 【3】本町の課題

---

### 1 人権の尊重と男女共同参画意識について

町民アンケート調査結果では、「男は男らしく、女は女らしくという価値観や考え方」に代表される「固定的な性別役割分担意識」は依然として根強い現状が読み取れました。

これは、生活習慣等を通じて、個人の能力の発揮や選択の自由を阻害する要因となっている可能性があります。

そのため、誰もがお互いに認め合い、尊重し合いながら、協力して男女共同参画社会の実現を目指すことが必要です。本町では、第1次計画や男女共同参画社会基本法などをはじめ、制度等の周知に努めてきましたが、今後も引き続き意識啓発の取組が必要です。

人権の尊重と男女の平等意識は、男女共同参画社会を形成する上で、その根底を成す基本的な考え方であり、「女性」や「人権」について、誰にでも分かりやすい啓発や情報の提供が必要です。

### 2 男女共同参画に関する教育・学習について

子どもの頃からの男女平等意識の醸成や、固定的な性別役割分担意識の払拭への取組が必要です。そのため、学校のみならず、家庭や地域等様々な場における、男女共同参画に関する学習機会の充実を図ることが必要です。

また、進路等の選択の場面において、性別にかかわらず、本人の意思に基づいた様々な選択を可能にする取組が求められます。

### 3 女性が活躍できる環境づくりについて

審議会等における女性の積極的な登用や、女性職員の管理職への登用促進の考え方は、引き続き重要な視点です。

企業・事業所等において、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の浸透を図る取組を促進するとともに、あらゆる場面における女性の活躍促進に向けて、男性自身の意識の改革、また女性自身の意識改革の促進が必要です。

### 4 働く場における男女共同参画の推進について

働く場における男女共同参画の推進を図るため、男女雇用機会均等法の趣旨や内容についての理解を広めるとともに、パワーハラスメント等の防止に向け、事業主が対策を講じるよう啓発等の充実が必要です。

女性の活躍による経済社会の活性化が求められている中、雇用や就業における女性の就業の継続、再就職などに対する支援への取組など、関係機関と連携した推進が求められます。

## 5 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について

仕事と家庭生活の両立に向けて、育児休業・介護休業の取得の促進や、労働時間短縮等に関する企業・事業所等への働き掛けなど、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた様々な取組が必要です。

また、企業・事業所のみならず、家庭や地域全体において、育児休業や介護休業を取得しやすい環境を整えることや、男性が家事や育児・介護などをする事への理解の促進や、意識改革が必要です。

## 6 地域活動や防災分野における男女共同参画について

性別にかかわらず、誰もが地域活動に参加できるよう、活動時間の調整や多忙な人でも参加しやすい環境づくりに向けた検討が必要です。

また、地域社会の一員として、女性の視点やニーズをより一層反映させていくために、防災・災害復興対策をはじめ、地域おこしやまちづくりなど、様々な分野の地域活動に性別や年齢にかかわらず、共に参画しやすい地域社会づくりの促進が必要です。

## 7 暴力等の防止対策について

DV防止のための広報・啓発をはじめ、家庭や学校等における暴力防止のための教育の充実は引き続き重要な課題です。

DV被害者等が相談しやすく、また安心できる支援体制づくりの構築、そのための関係機関との連携の強化、そしてデートDVや虐待等の問題に関しても、子どもの頃からの教育も含めて、様々な機会を通じた広報・啓発活動が必要です。

## 8 生涯を通じた健康づくりについて

女性の人権を尊重し、女性が自らの身体と健康の保持増進及び出産の自由を自己決定できる「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」という考え方について、より一層の周知・浸透が必要です。

女性特有の疾病予防をはじめ、女性の心身の健康に対応した多様な相談体制の充実が必要です。

## 9 福祉環境づくりについて

家族や地域で支え合う福祉環境づくりのために、高齢者や障害者等に対する公的な介護支援の充実をはじめ、性別にかかわらず介護休業が取りやすい環境づくり等を推進する必要があります。

## 第4章 計画の基本的な考え方

### 【1】基本理念と基本目標

第1次計画においては、基本理念として「男女の人権の尊重」「社会における制度または慣行についての配慮」「政策等の立案・決定への男女に平等な参画機会」「家庭生活と仕事・地域活動との両立、パートナーシップの確立」の四項目を掲げています。

本町では、この考え方に基づき人権尊重の理念を社会に根付かせ、男女がその個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現に向けて、様々な施策を推進してきました。

第1次計画は2007（平成19）年3月に策定し、その後、2017（平成29）年3月に、政策の最上位計画である「第2次四万十町総合振興計画」を策定しています。「第2次四万十町総合振興計画」においては、まちの将来像を「山・川・海 自然が 人が元気です 四万十町」と定めています。これは、文化や歴史、自然環境を次世代に守り伝え、様々な社会環境の変化にも適応しながら、全ての町民が心豊かに、元気でいきいきと支え合いながら暮らしていくまちづくり、を示しています。

本計画においては、第1次計画の目指す方向を踏襲しつつ、「第2次四万十町総合振興計画」の理念や考え方を踏まえ、改めて次のように「基本理念」を掲げます。

#### ● 本計画の基本理念 ●

**ともに認め合い ともに活躍する**

**元気なまち 四万十町**

この基本理念に基づいて、人権の尊重と男女共同参画の理解促進を図り、これまで以上に、女性が活躍できる社会づくりを目指すとともに、男女が共にお互いを認め合い、個人として尊重される活力ある「元気な」まちづくりを目指します。

基本理念の実現に向けて、本町を取り巻く環境やアンケート結果等を踏まえ、次の三つの基本目標を定めます。

## **基本目標Ⅰ 男女共同参画のまちづくり**

男女共同参画のまちづくりを推進するためには、誰もがお互いの人権を尊重する意識が重要です。

しかし、アンケートやヒアリング結果では、社会の様々な分野において、依然として男性優遇意識が根強い現状がみられます。男女共同参画意識の向上のため、人権尊重の意識づくりを推進するとともに、社会通念やしきたり・慣習の見直しなど、意識の改革を促進します。また、学校教育における人権と男女共同参画に関する教育を推進するとともに、家庭や地域において、生涯学習などの様々な機会を通じて、多様な学習機会の充実を図ります。

## **基本目標Ⅱ 女性活躍推進のまちづくり（女性活躍市町村推進計画）**

社会のあらゆる分野の政策・方針決定過程の場において、女性の登用を促進するとともに、女性の能力発揮の支援に努め、さらに人材の育成と活躍の促進を図ります。

職場においては、誰もがそれぞれの個性や能力を発揮しながら自分らしく活躍できるよう、男女間の格差の解消や労働条件の改善、ハラスメント対策など、事業所等に対する男女共同参画への取組を促進します。

男女が共に家事・育児に参加することができる環境づくりや、子育て支援、介護支援の充実等、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた取組を推進します。また、地域活動や防災活動における男女共同参画を促進します。

基本目標Ⅱに係る取組は、「女性の活躍推進に向けた行動計画（以下「女性活躍推進計画」と言う。）」として位置付けます。

## **基本目標Ⅲ 安心して暮らせるまちづくり**

少子高齢化の進行、地域における人間関係の希薄化、単身世帯の増加、生活困窮などを背景として、様々な社会的問題が顕在化しています。特に、暴力等については、DVやデートDV、虐待に加え、近年インターネットやスマートフォンなどの普及による、新たな人権課題も目立ってきました。

本計画では、あらゆる暴力の根絶に向けた取組を推進するとともに、関係機関との連携を強化し、被害者に対する相談支援の充実に取り組み、これらに関連する施策を「DV防止法」に基づく「DV防止市町村基本計画」として位置付けます。

また、誰もが生涯を通じて健康に暮らせるための支援をはじめ、地域共生社会の考え方に基づく安心して暮らせるまちづくりを目指します。

## 【2】 施策の体系

### 【基本目標】

### 【基本施策】

### 【施策の方向】

#### 【基本目標Ⅰ】 男女共同参画の まちづくり

【1】人権尊重と男女共同参画の意識づくり

- 1 人権尊重の意識づくり
- 2 男女共同参画の理解促進

【2】男女共同参画を推進する教育・学習の推進

- 1 男女平等の視点に立った教育・保育の推進
- 2 多様な生涯学習機会の提供

#### 【基本目標Ⅱ】 女性活躍推進の まちづくり (女性活躍推進計画)

【3】女性が活躍できる基盤づくり

- 1 政策・方針決定過程における女性活躍の推進
- 2 女性の人材育成と能力開発

【4】働く場における男女共同参画の推進

- 1 男女平等の雇用機会と待遇の確保
- 2 誰もが働きやすい職場環境づくり
- 3 農林水産業等における男女共同参画の推進

【5】仕事と生活の調和  
(ワーク・ライフ・バランス)  
の推進

- 1 ワーク・ライフ・バランスの理解促進
- 2 仕事と子育て・介護の両立支援

【6】地域・防災分野における  
男女共同参画の推進

- 1 地域活動における男女共同参画の推進
- 2 防災分野における男女共同参画の推進

#### 【基本目標Ⅲ】 安心して暮らせる まちづくり

【7】あらゆる暴力の根絶  
(DV防止市町村基本計画)

- 1 暴力や虐待を許さない意識づくり
- 2 相談支援体制の充実

【8】生涯を通じた健康づくり  
への支援

- 1 ライフステージに応じた健康づくりへの支援
- 2 母子保健の充実

【9】誰もが安心できる福祉の  
まちづくり

- 1 地域福祉の推進
- 2 生活支援の充実

## 第5章 行動計画

### 基本目標 I

### 男女共同参画のまちづくり

#### 【基本施策1】人権尊重と男女共同参画の意識づくり

##### ○取組の方向○

一人ひとりが相手を思いやり、認め合いながら人権を尊重する社会の実現に向けて、様々な啓発活動に取り組みます。また、町民や企業・事業所など、誰もが、あらゆる場において男女共同参画に関心を持ち、理解を深めていけるよう啓発活動を推進します。

施策の方向	具体的取組内容	担当課
1 人権尊重の意識づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権についての、より正しい知識や理解が得られるよう、町民をはじめ、企業・事業所や各種団体等幅広く、広報紙や町ホームページ、講演会など様々な機会を通じた啓発に努めます。</li> <li>人権啓発週間に連動・連携した取組の強化など、より効果的な啓発に努めます。</li> </ul>	町民課 企画課 生涯学習課 にぎわい創出課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>P T A活動において、学校や家庭及び地域との連携を図り、人権講座や家庭教育講座等を通じた人権啓発活動を充実するとともに、P T Aにおける人権研修等の実施に努めます。</li> </ul>	学校教育課 生涯学習課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女平等や人権尊重の学習について、児童・生徒の発達段階に応じた人権学習の充実を図ります。</li> </ul>	学校教育課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>L G B Tなどに代表される性的少数者（セクシュアルマイノリティ<sup>※</sup>）など、性の考え方に対する固定観念や偏見により、困難な立場に置かれている人に対する偏見の解消と理解の促進に努めます。</li> </ul>	町民課 学校教育課 生涯学習課
2 男女共同参画の理解促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報紙や町ホームページ、国や県が作成するパンフレット等、様々な媒体を活用し、広く男女共同参画への理解を促進するとともに、誰にでも分かりやすい周知啓発に努めます。</li> </ul>	全庁 町民課 企画課

※セクシュアルマイノリティ／同性愛者や両性愛者、また身体と心の性が一致しない人など、性的少数者のこと。  
L G B TはL（レズビアン／女性の同性愛者）、G（ゲイ／男性の同性愛者）、B（バイセクシュアル／両性愛者）、T（トランスジェンダー／身体と心の性が一致しない人）の、4つの頭文字から表現した言葉で、性の多様性を表す。これに、Q（クエスチョネア／性的志向を特定できない人）を加えたL G B T Qという表現もある。



施策の方向	具体的取組内容	担当課
2 男女共同参画の理解促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>本計画をはじめ、男女共同参画社会基本法、女性活躍推進法など、関連法規や制度の周知啓発に努めるとともに、男女共同参画に関する地域、企業・事業所、各種団体等における取組事例等の情報提供に努めます。</li> </ul>	町民課 企画課 にぎわい創出課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>「固定的な性別役割分担意識」の払拭に向けて、広報紙や町ホームページをはじめ、町が作成する出版物等において、男女共同参画の考え方に配慮した表現に努めます。</li> </ul>	町民課 企画課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業・事業所や各種団体等において、男女共同参画に関する講演会や研修活動を支援し、自主的に取り組む活動の促進に努めます。</li> </ul>	町民課 にぎわい創出課

## 【基本施策2】男女共同参画を推進する教育・学習の推進

### ○取組の方向○

次代を担う子ども一人ひとりが、その個性や能力を十分に発揮できるよう、教育の場における人権や男女共同参画への理解を促進します。

固定的な性別役割分担意識を解消し、誰もが多様な生き方を選択できるよう、学校のみならず、家庭、地域、職場などあらゆる場や機会を通じて、男女共同参画に関する学習機会の充実に努めます。

施策の方向	具体的取組内容	担当課
1 男女平等の視点に立った教育・保育の推進	・職場体験等のキャリア教育を通じて、幅広い視野を持つことができる意識を育むとともに、男女共同参画の視点に立った進路指導を行います。	学校教育課
	・保育所や学校の教職員における、男女共同参画についての理解の促進を図るため、研修機会等の充実に努めます。	学校教育課 生涯学習課
	・児童・生徒が、性別による序列を意識することがないように、町内の小中学校における「男女混合名簿」の実施を促進します。	学校教育課
	・児童・生徒を対象とした、妊婦や赤ちゃんとの交流、胎児の疑似体験などを通じた、命の学習を推進するとともに、思春期講演会など、自分の意思をしっかりと示せる、自己決定能力を身に付ける教育を推進します。	町民課 学校教育課 健康福祉課
2 多様な生涯学習機会の提供	・地域において、誰もが参加しやすい講座や講演会等の実施により、生涯学習等の機会を生かした男女共同参画に関する啓発活動を推進します。	町民課 生涯学習課

## 基本目標Ⅱ

## 女性活躍推進のまちづくり（女性活躍推進計画）

### 【基本施策3】女性が活躍できる基盤づくり

#### ○取組の方向○

男女が共に、その個性と能力を十分に発揮できるよう、政策や方針決定過程への女性の参画の促進に努めます。また、男女共同参画を推進する女性リーダーの育成促進に努めます。

施策の方向	具体的取組内容	担当課
1 政策・方針決定過程における女性活躍の推進	・町の政策・方針決定過程の場である、審議会・委員会等における女性委員の選任割合、また、指導的地位に占める女性職員の割合の向上に向けて、女性の積極的な登用促進や任用機会の確保に努めます。	全庁 総務課
	・農林水産業や商工自営業において、女性の経営への参画を促進するとともに、女性の社会的、経済的地位の向上を図ります。	町民課 農業委員会 にぎわい創出課
2 女性の人材育成と能力開発	・政策・方針決定過程における女性の参画が進むよう、各種団体の女性リーダーなど、人材の把握と活用に努めます。	全庁 総務課
	・女性の能力開発やネットワークづくりにつながるよう、キャリア形成や起業に関する必要な知識や情報を提供します。	町民課 にぎわい創出課
	・町職員における能力開発のための各種研修（こうち人づくり広域連合主催の研修、職場研修等）への参加を促進し、職員の意識向上に努めます。	全庁 総務課
	・個人の能力と適正に応じた職員の配置に努めるとともに、管理職以上への女性職員の積極的な登用を進めます。	全庁 総務課

## 【基本施策4】働く場における男女共同参画の推進

### ○取組の方向○

職場等において、性別により格差が生じないように、能力を発揮する機会と公平な待遇の確保に向けて、関係機関と連携して企業・事業所等に啓発し、働き続けやすい職場環境づくりを促進します。

施策の方向	具体的取組内容	担当課
1 男女平等の雇用機会と待遇の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業・事業所等に対して、男女雇用機会均等法などの法制度の周知を図るとともに、女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定や実行を働き掛けます。</li> </ul>	町民課 にぎわい創出課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業・事業所等に対して、積極的改善措置（ポジティブアクション）への理解を促進します。</li> </ul>	町民課 にぎわい創出課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性の各種職業能力向上のために開催される講座や、研修会等の情報提供をはじめ、起業等に関する様々な情報の提供に努めます。</li> </ul>	町民課 にぎわい創出課
2 誰もが働きやすい職場環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性の雇用及び労働条件向上に関する情報を収集し、関係各課及びハローワーク等との連携により、企業・事業所等に対する情報提供に努め、働き続けやすい就業環境づくりを促進します。</li> </ul>	町民課 にぎわい創出課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>ハローワークや高知県経営者協会と連携して情報収集を行い、就労環境の充実に向けた支援策を検討します。</li> </ul>	町民課 にぎわい創出課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係課及びハローワーク等との連携により、女性の再就職等に関する相談窓口の情報提供に努めます。</li> </ul>	町民課 にぎわい創出課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>性別にかかわらず、雇用形態に応じた処遇や労働条件を確保するよう、関係機関と連携し、企業・事業所等に対する情報提供や制度の周知に努めます。</li> </ul>	町民課 にぎわい創出課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>職場等における各種ハラスメントの防止に向けて、広報紙や町ホームページの活用をはじめ、関係機関と連携し、情報提供や制度の周知に努めます。</li> </ul>	町民課 にぎわい創出課

施策の方向	具体的取組内容	担当課
3 農林水産業等における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業経営者への家族農業経営における、各世帯員の役割分担、就業条件などに関する取り決め（家族経営協定）の周知及び理解を促進し、家族労働者の地位向上を促進します。</li> </ul>	農業委員会 にぎわい創出課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農林水産業や商工自営業において、男女が共に働きやすい環境の整備促進を図るため、様々な機会を通じて、男女共同参画に関する必要な情報を提供します。</li> </ul>	町民課 農業委員会 にぎわい創出課

## 【基本施策5】仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

### ○取組の方向○

誰もが、「仕事」と子育てや介護などの「家庭生活」を両立できるよう、「ワーク・ライフ・バランス」の意識啓発に努めるとともに、子育てや介護支援体制等の充実を図ります。

施策の方向	具体的取組内容	担当課
1 ワーク・ライフ・バランスの理解促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進に向けて、企業・事業所等に対する、育児休業・介護休業制度など、様々な制度の普及に向けた啓発に努めます。</li> </ul>	町民課 にぎわい創出課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>仕事と家庭・地域活動等を両立できるよう、企業・事業所等に対して、時間外勤務の抑制等についての啓発や、ワーク・ライフ・バランスに関する講座等の情報提供に努めます。</li> </ul>	町民課 にぎわい創出課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業・事業所等に対して、子育てや介護に、理解と協力が得られる職場環境づくりを促進するための啓発に努めます。</li> </ul>	町民課 にぎわい創出課
2 仕事と子育て・介護の両立支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>「四万十町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て支援施策の更なる充実を図り、保護者のニーズに対応した教育・保育事業を推進するとともに、仕事と子育てを両立できる環境の整備に努めます。</li> </ul>	生涯学習課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>「四万十町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者福祉や介護保険に関する様々な支援サービスを提供し、仕事と介護を両立できる環境の整備に努めます。</li> </ul>	健康福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女が共に家事、育児、介護等へ参画できる環境づくりとともに、男性の家事等への参画に対する町民の理解促進に努めます。</li> </ul>	町民課 生涯学習課 健康福祉課

## 【基本施策6】 地域・防災分野における男女共同参画の推進

### ○取組の方向○

性別にかかわらず、誰もが地域活動に主体的に参画できるよう、様々な機会を通じて地域活動への支援に努めます。また、防災対策に女性の視点を取り入れ、地域防災力の向上を目指します。

施策の方向	具体的取組内容	担当課
1 地域活動における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ボランティアやNPO団体など、地域で活躍する各種団体との連携を強化し、誰もが参加しやすい地域活動を促進し、様々な機会を通じて、男女共同参画についての理解を促進します。</li> </ul>	町民課 生涯学習課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域活動の方針決定過程の場において、性別にかかわらず、誰もが参画できるよう様々な学習機会の充実を図るとともに、女性の視点を取り入れた、地域おこしやまちづくり活動の促進に努めます。</li> </ul>	町民課 生涯学習課
2 防災分野における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の防災活動に、男女が共に参加し、それぞれの役割を尊重しながら取り組めるよう啓発するとともに、男女共同参画の考え方を踏まえた防災体制の確立を目指します。</li> </ul>	危機管理課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 女性の視点を取り入れた防災訓練等、地域の自主防災活動の普及・啓発に努めるとともに、女性の積極的な参画を促進し、地域防災力の向上を目指します。</li> </ul>	危機管理課

## 【基本施策7】 あらゆる暴力の根絶（DV防止市町村基本計画）

## ○取組の方向○

近年は、DVだけでなく、デートDV、ストーカー行為、性犯罪、虐待等に加え、インターネットやスマートフォンの普及に伴うSNS\*を利用した性的な嫌がらせなど、暴力の形態も多様化しています。あらゆる暴力を許さないという暴力根絶のための意識づくりに努め、県の「高知県DV被害者支援計画」の取組と連携を図りながら、若い世代から高齢者まで、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指します。また、関係機関と連携して、被害者や関係者に対する相談支援体制の充実を図ります。

施策の方向	具体的取組内容	担当課
1 暴力や虐待を許さない意識づくり	・若年層から高齢者まで、あらゆる世代を対象として、DVやデートDV、ストーカー行為、性犯罪、虐待等「あらゆる暴力は重大な人権侵害である」という意識の醸成に向けて、県の取組や人権啓発の取組と連携し、広報紙や町ホームページ、講演会など様々な機会を通じた啓発に取り組みます。	町民課 生涯学習課 学校教育課 健康福祉課
	・関係機関との連携により、高齢者や障害者、子ども等に対する虐待防止に向けた啓発を推進するとともに、虐待の早期発見・早期対応に努めます。	町民課 生涯学習課 学校教育課 健康福祉課
2 相談支援体制の充実	・関係機関との連携を強化し、DV等の被害者に対する相談体制や相談窓口の充実を図り、きめ細かな保護・自立支援の充実など、相談支援体制の構築に努めます。	町民課 生涯学習課 学校教育課 健康福祉課
	・あらゆる機会を通じて相談窓口を周知し、被害者等が相談の機会を失うことなく、支援へとつなげられるよう、様々な機会を通じた効果的な周知に努めます。	町民課 生涯学習課 学校教育課 健康福祉課

\*SNS／人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型のWEBサイトのこと（Facebook、Twitterなど）



## 【基本施策 8】生涯を通じた健康づくりへの支援

### ○取組の方向○

誰もが、生涯にわたって心豊かに健康に暮らせるよう、ライフステージに応じた健康支援を推進するとともに、性別差に配慮した心身の健康の保持・増進を支援する取組を充実します。

施策の方向	具体的取組内容	担当課
1 ライフステージに応じた健康づくりへの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>誰もが生涯を通じて健康で暮らせるよう、「四万十町健康増進計画」に基づき、健康診査、健康相談、健康教育の充実など、男女共同参画社会の基盤となる、町民のライフステージに応じた総合的な健康づくりを推進します。</li> </ul>	健康福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>思春期における児童・生徒の身体や心の悩みについて、安心して相談できる環境づくりをはじめ、性や健康に関する正しい知識を身に付けることができるよう、発達段階に応じた健康教育等を充実します。</li> </ul>	学校教育課 健康福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童・生徒に対する薬物乱用防止に向けた教育の充実を図るとともに、広報紙や学校での配布物等を活用した啓発に努めます。</li> </ul>	学校教育課 健康福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>「四万十町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、介護予防・日常生活支援総合事業の整備・推進をはじめ、認知症対策など、高齢者の総合的な健康づくりを支援します。</li> </ul>	健康福祉課
2 母子保健の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性が安心して子どもを産み、育てることができるよう、訪問や相談支援、健診の勧奨など、妊娠・出産・育児を通じた切れ目のない母子保健の充実に努めます。</li> </ul>	健康福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性の身体と健康の保持増進及び出産の自由を自己決定できる「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」の考え方に基づき、女性が安心して安全に出産することができるよう、母性の尊重意識の啓発に努めます。</li> </ul>	町民課 健康福祉課

## 【基本施策9】誰もが安心できる福祉のまちづくり

### ○取組の方向○

高齢者や障害者、子育て家庭や生活上の困難を抱える人も安心して地域で暮らすことができるよう、地域で支える体制づくりを推進し、誰もが福祉活動に参画できるよう、情報提供や相談機能の充実に努めます。

施策の方向	具体的取組内容	担当課
1 地域福祉の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>「四万十町地域福祉計画」に基づき、多様化する地域課題の解決に町民が積極的に参画し、共に暮らしやすい「地域共生社会」を目指す機運が高められるよう、地域交流の促進や支え合い活動の支援に取り組みます。</li> </ul>	健康福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティア活動やまちづくり活動などを行う団体への、男女共同参画を促進するための情報提供や活動の場の提供、ネットワークづくりなどの支援を行います。</li> </ul>	町民課 健康福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者が住み慣れた地域や家庭で自立した暮らしを送ることができるよう、「四万十町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、生活の支援や生活環境の向上、権利擁護の推進等に取り組みます。</li> </ul>	健康福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、「四万十町障害者計画」等に基づき、生活環境の向上や社会参加の支援、権利擁護の推進に取り組みます。</li> </ul>	健康福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>「四万十町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、地域で安心して子どもを産み、育てることができるよう、子育て支援の充実に取り組みます。</li> </ul>	教育委員会
2 生活支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひとり親家庭が抱える悩みや、生活困窮に関する悩みの解決に向けて、男女別ニーズに配慮しながら、相談窓口の充実・強化を図るとともに、自立生活を支援します。</li> </ul>	町民課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護制度の適正な運用と相談・指導体制の充実に図り、対象者における就業機会の確保など、自立支援を図ります。</li> </ul>	健康福祉課

## 第6章 計画の推進に当たって

### 【1】職員の理解促進と庁内推進体制の強化

本計画の施策は、人権・子育て・教育・保健・福祉など広範囲に及ぶことから、全庁的な庁内推進体制の強化が必要です。全ての職員が男女共同参画社会の意義を理解し、家庭や地域等生活のあらゆる場面で、町民に率先して行動することが重要です。

男女が共に働きやすい職場づくりにも積極的に取り組むとともに、庁内推進体制の充実・強化により、本計画の着実な推進に努めます。

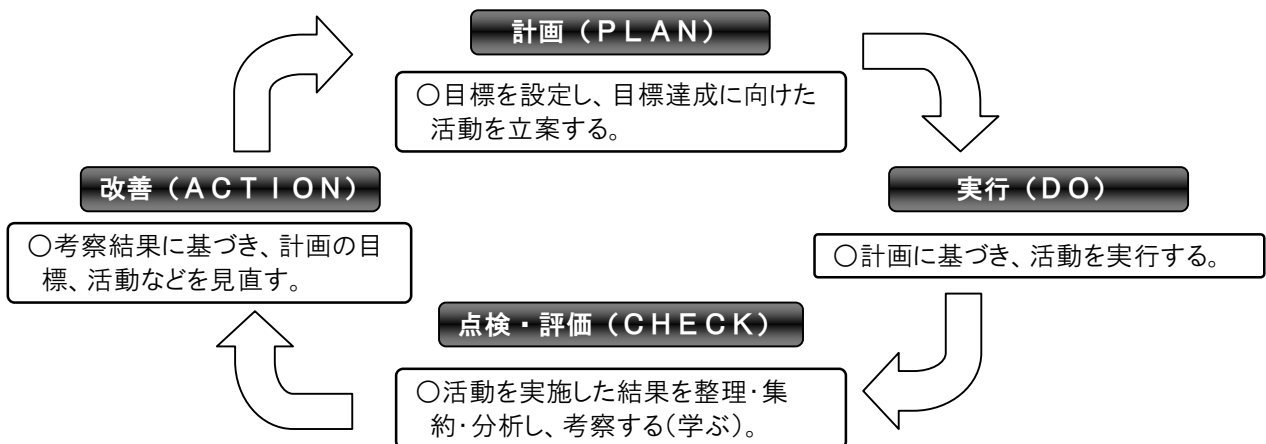
### 【2】町民の理解促進と連携・協働による推進

本計画は、行政と町民や企業・事業所、各種関係団体等との、連携と協働による推進が重要です。そのため、人権尊重や男女共同参画に関する情報提供などを通じて、広く町民に本計画の趣旨や内容を周知し、意識の醸成に努めます。

### 【3】計画の進行管理

本計画の進行管理に当たっては、庁内関係各課においてP D C Aサイクルの考え方に基き、定期的に取り組む内容の点検・評価を行い、進捗状況を把握するとともに、次の施策に生かすために、常に改善を図ります。

【P D C Aサイクルのプロセスイメージ】



## 【4】数値目標の設定

	現状値 2018 (平成30)年度	目標値 2023 (平成35)年度	把握方法
1 社会全体における平等意識 「社会全体」における男女の平等感について「平等」とする町民の割合(問8⑧)	11.8%	50%	町民アンケート
2 啓発推進をテーマとした研修会や講演会等の開催 (県との連携を図る)	●回/年	3回/年	庁内資料
3 学校教育の場における平等意識 「学校教育の場」における男女の平等感について「平等」とする町民の割合(問8③)	44.8%	60%	町民アンケート
4 町内小中学校における男女混合名簿の採用	50.0%	100%	庁内資料
5 町の審議会(広域を除く)等での女性委員の占める割合	18.6% (2017年)	30%	庁内資料
6 町の管理職における女性の割合 (一般行政職、副課長級以上)	20.0%	50%	庁内資料
7 職場における平等意識 「職場」における男女の平等感について「平等」とする町民の割合(問8②)	33.6%	50%	町民アンケート
8 DV被害について「どこ(だれ)に相談してよいか、わからなかった」割合(問27=8)	21.2%	0%	町民アンケート
9 防災会議における女性委員の割合	0%	10%	庁内資料